

令和5年度第3回市長会議次第

令和5年10月23日（月）10：15～

日光市役所4階 委員会室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 開催市市長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会務報告について
 - ① 第三期県立高等学校再編計画（案）に関する緊急要望
 - ② 自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会への要望
 - ③ 安全・安心の道づくりを求める要望
- (2) 全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程（後期）について
- (3) 外部からの要請・要望等について
 - ① （公財）栃木県シルバー人材センター連合会
 - ② 栃木県農村女性会議
 - ③ 栃木県義務教育振興協議会
 - ④ 日本弁護士連合会
 - ⑤ 全日本自治体退職者会栃木県本部
- (4) 栃木県市町村総合事務組合所有地活用整備計画について

4 協議事項

- (1) 県に対する要望について（秋季） 16件

※原案のとおり決定

- ① MICE開催支援制度の新設について（宇都宮市）
- ② 地方創生移住支援事業の着実な実施に向けた財源の確保について（宇都宮市）
- ③ 土砂災害ハザードマップ作成に係るデータ提供等について（足利市）
- ④ 障害児保育事業に関する財政支援について（足利市）
- ⑤ 軽油取引の課税免除措置の期間延長について（栃木市）

- ⑥ 学校部活動の地域クラブ活動への移行にかかる支援について（佐野市）
- ⑦ 企業誘致にかかる行政手続き期間の短縮について（佐野市）
- ⑧ 「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」の拡充について
(鹿沼市)
- ⑨ 重度心身障害者医療費助成制度について(真岡市)
- ⑩ 代替学校職員の円滑な配置について（真岡市）
- ⑪ 少子化対策の拡充について（矢板市）
- ⑫ ICT教育に係る費用の支援について（那須塩原市）
- ⑬ 生活保護の実施責任について（那須塩原市）
- ⑭ クビアカツヤカミキリ予防対策事業の実施について（さくら市）
- ⑮ 産地づくりと一体的な耕作放棄地対策の創設について（さくら市）
- ⑯ 森林開発を伴う再生可能エネルギー事業への新たな取り組みについて
(那須烏山市)

5 その他

6 閉 会

栃木県市長会会務報告

期 日	種 別	概 要
R5. 7. 18 (火)	第 2 回 市 長 会 議	<p>「大田原市役所」において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 会務報告について</p> <p>① GIGA スクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急要望（関東支部）</p> <p>② 保育の充実に関する緊急要望（関東支部）</p> <p>③ 第 93 回全国市長会議決議</p> <p>(2) 各種後援について</p> <p>① 第 4 回宇都宮大学コラボレーション・フェア</p> <p>② 令和 5 年度栃木県青年農業者海外短期派遣研修</p> <p>③ 関東大震災 1 0 0 年リレーシンポジウム栃木</p> <p>④ 令和 5 年度浄化槽トップセミナー栃木</p> <p>〔協議〕</p> <p>(1) 令和 4 年度栃木県市長会歳入歳出決算について</p> <p>① 令和 4 年度栃木県市長会歳入歳出決算書</p> <p>② 令和 4 年度栃木県市長会財産に関する調書</p> <p>③ 監査の意見書</p> <p>(2) 令和 6 年度法令外負担金審議の基本方針(案)について</p> <p>(3) 栃木県市長会代表役職の推薦について</p> <p>① 栃木県環境審議会委員 委 員 大田原市長</p> <p>② 栃木県社会福祉審議会 委 員 佐野市長</p> <p>〔行政視察〕</p> <p>「資生堂那須工場」</p>
R5. 7. 25 (火)	御 機 嫌 奉 伺	那須御用邸において、事務局が御機嫌奉伺を行った。
R5. 8. 19 (金)	栃木県副市長会議	<p>ライトキューブ宇都宮において、次のとおり開催した。</p> <p>〔講演〕</p> <p>「持続可能な地域(経済社会)の実現に向けて ～地域経営研究会のご案内～」</p> <p>国立大学法人宇都宮大学地域創生推進機構 社会共創促進センター 特任准教授 山田 英二 氏</p> <p>〔協議〕</p>

期 日	種 別	概 要
		各市の課題等について (1) 公金取扱にかかる事務効率化と手数料に関する連絡協議会の検討状況について (2) 小中学校の再編と地域活性化策について (3) こどもの居場所づくりについて
R5. 8. 22 (火)	天 機 奉 伺	那須御用邸において、事務局が天機奉伺を行った。
R5. 8. 25 (木)	政 策 懇 談 会	栃木県公館において、次のとおり開催された。 (1) 協議事項 ・ふるさと納税共通返礼品の設定について (2) 報告事項 ・「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」について ・マイナンバー情報の総点検への対応について ・クビアカツヤカミキリの防除対策について (3) 意見交換
R5. 8. 28 (月)	要 望 書 の 提 出	第三期県立高等学校再編計画 (案) について、佐藤副会長が直接栃木県教育長と面談し、要望書を提出した。
R5. 9. 6 (水)	・ 損害保険担当者会議 ・ 火災・自動車共済事業 栃木県連絡協議会 ・ 共済保険担当者会議	栃木県自治会館において、「全国市長会損害保険担当者会議」、「全国都市職員災害共済会火災・自動車共済事業栃木県連絡協議会」及び「全国市長会共済保険担当者会議」を開催した。
R5. 9. 12 (火)	要 望 書 の 提 出	佐藤副会長、金子佐野市長が自民党県連政策懇談会に出席し、次の事項について自民党県連会長及びとちぎ自民党議員会会長あて要望書を提出した。 1. 予算に関する要望 「部活の地域移行に係る人材確保について」 2. 政策に関する要望 「第三期県立高等学校再編計画 (案) について」
R5. 10. 2 (月)	要 望 書 の 提 出	安全・安心の道づくりについて、自民党県連、立憲民主党県連、国民民主党県連、公明党県本部に対し、道路整備促進期成同盟会栃木県協議会長、栃木県県土整備事業協議会道路部会長、市長会長及び町村会長の連名で要望書を提出した。

栃木県教育長
阿久澤 真理 様

第三期県立高等学校再編計画（案）
に関する緊急要望

栃木県市長会

第三期県立高等学校再編計画（案）に関する緊急要望

第三期県立高等学校再編計画の策定につきましては、5月の市町村長会議におきまして説明をいただきましたが、その際に複数の市町長から意見が出され、また、再編計画（案）公表後の7月18日開催の市長会議におきましても多様な意見が出されたところであり、非常に関心の高い課題であります。

高校は子供たちの将来の進路を大きく左右する教育機関であり、生徒・保護者等にとって大きな影響を与えるものであります。

さらに、各市におきましては、教育機関という位置づけに留まらず、まちづくりや経済産業、雇用、文化、地域活性化など広範な分野に大きな影響を与える価値ある存在と認識しており、再編計画は生徒数の減少面のみを捉えるのではなく、総合的な視点から検討すべき課題であると考えております。

つきましては、第三期県立高等学校再編計画の策定にあたりましては、以上のような視点も踏まえ、総合的に検討いただくよう、次の事項を要望いたします。

記

- ・ 高校の統廃合の検討にあたっては、高校は人口流出の抑制や若年層の活動人口の増加、持続可能なまちづくりに向けた周辺地域の活性化に不可欠であるため、各地域において高校が果たす役割を踏まえ検討すること
特に、栃木県の約4分の1の広大な面積を有する日光地域において、高校を1つに統合する再編案については、日光市や関係団体など、地域と十分に協議・調整すること
- ・ 職業系専門高校については、現在の学科やコースにおいて専門的な知識や技術を身に付け、地域の産業振興に寄与する人材を輩出する役割を担っており、その再編にあたっては、それぞれの分野における専門性のある教育課程を確保すること
特に介護福祉の従事者は、現在も県内で不足する状況であり、卒業後に介護福祉士国家試験の受験資格を取得できる介護福祉科を、県内バランスに配慮し、県央地域に存続させること
- ・ 再編する高校の校地選定や施設整備等にあたっては、生徒・保護者等の不安を払拭できるよう、地域住民や関係市町の意見を踏まえた調整を行うこと

- 再編する学校の学科やコース、教育課程などについては、生徒の学校選択への影響を考慮し、生徒・保護者等へ早期かつ確実に周知すること
- フレックス・ハイスクールや単位制高校などの設置にあたっては、中学校卒業後の高校進学における進路選択の幅を広げ、生徒が主体的に適切な学校選択ができるよう、各市町教育委員会と緊密に連携し、各高校の特色を一層周知すること
- 後期計画の実行計画を含め、今後、高校再編を検討する際には、地元企業に多くの卒業生が就職するなど、地域に根差した学校づくりを行っている高校が過疎指定地域等の持続的発展のために大きな役割を担っていることを考慮し、事前に関係市町と十分な意見交換を行うこと

令和5年8月28日

栃木県市長会長 佐藤 栄 一

令和5年7月24日

友好団体 御中

とちぎ自民党議員会
会長 岩崎 信
自由民主党栃木県支部連合会
幹事長 木村 好文
政調会長 日向野 義 幸

令和5年「政策懇談会」の開催について

盛夏の候、貴団体には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、とちぎ自民党議員会並びに自民党栃木県支部連合会に対しご厚情・ご高配を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、この度別紙要領により政策懇談会を開催することとなりました。懇談会では、県の重要施策の策定等に資するため、県政及び諸般の課題等に対するご要望やご意見等を承りたく存じます。

つきましては、ご多用の折誠に恐縮ではございますが、別紙「要領」に基づき、要望書のご提出をいただくとともに、当日は、貴団体より2名程度(役員・事務局等)のご出席を賜りたくご案内申し上げます。

※ 要望書の提出につきましてはお手数ですが、とりまとめの都合上、提出期限の8月31日(木)までにご提出くださいますようお願い申し上げます。
(ご要望がない場合も、その旨ご一報いただけますと幸甚です。)

開催日程につきましては、別紙のとおりとなります。

※各団体により日程が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

<連絡先>

自由民主党栃木県支部連合会事務局 担当：栗田

〒320-0033 宇都宮市本町1-22

電話028-622-4100 FAX028-622-3400

Mail: tochigijiminkondan@gmail.com

令和5年県政課題に関わる要望書

団体名：栃木県市長会

代表者名：会長 佐藤栄一

要 望 事 項	継・新 の 別	要望事項	
		現 行	要望額
<p>1. 予算に関する要望</p> <p>◎ 部活動の地域移行にかかる人材確保について</p> <p>スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援し」とあります。</p> <p>県においても、令和5年3月に、休日の部活動の地域移行を推進するプランを策定し、同プランにおいて、専門性を有する指導者の確保が課題として挙げられています。</p> <p>部活動指導における地域人材の活用については、県では、国体以前に実施された「運動部活動サポート事業」や国体を契機として、平成28年度から実施された国体に向けた有望選手の育成につなげるための「運動部活動補助員派遣事業」など、地域のスポーツ指導者を派遣する事業を実施していただきました。これらの事業により、部活動指導における地域人材の確保や指導力向上に高い効果がありましたが、国体終了により令和4年度をもって廃止されたことから、今後の部活動における地域人材確保が困難になるものと懸念され、新たな取組が必要になっております。</p> <p>つきましては、専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、また、教育課程外の学校教育活動に地域格差や参加機会の格差が生じないように、国において必要な財源を確保するよう働きかけるとともに、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を要望いたします。</p>		千円	千円

2. 政策に関する要望	概 要
<p>◎ 第三期県立高等学校再編計画（案）について</p> <p>高等学校は教育機関という位置づけに留まらず、まちづくりや経済産業、雇用、文化、地域活性化など広範な分野に大きな影響を与える価値ある存在と認識しております。</p> <p>つきましては、第三期県立高等学校再編計画の策定にあたりましては、生徒数の減少面のみを捉えるのではなく、総合的に検討いただくよう、次の事項を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校の統廃合の検討にあたっては、高校は人口流出の抑制や若年層の活動人口の増加、持続可能なまちづくりに向けた周辺地域の活性化に不可欠であるため、各地域において高校が果たす役割を踏まえ検討すること <p>特に、日光地域において、高校を1つに統合する再編案については、日光市や関係団体など、地域と十分に協議・調整すること</p> ・ 職業系専門高校については、地域の産業振興に寄与する人材を輩出する役割を担っており、学科やコースの設定にあたって専門性のある教育課程を確保すること <p>特に介護福祉の従事者は、現在も県内で不足する状況であり、卒業後に介護福祉士国家試験の受験資格を取得できる介護福祉科を、県央地域に存続させること</p> ・ 再編する高校の校地選定や施設整備等にあたっては、地域住民や関係市町の意見を踏まえた調整を行うこと ・ 再編する学校の学科やコース、教育課程及びフレックス・ハイスクール、単位制高校などの設置にあたっては、進路選択の幅を広げ、生徒が主体的に適切な学校選択ができるよう、各市町教育委員会と緊密に連携し、生徒・保護者等へ早期かつ確実に周知すること ・ 後期計画の実行計画を含め、今後、高校再編を検討する際には、地域に根差した学校づくりを行っている高校が過疎指定地域等の持続的発展のために大きな役割を担っていることを考慮し、事前に関係市町と十分な意見交換を行うこと 	

要 望 書

道路整備促進期成同盟会栃木県協議会及び栃木県県土整備事業協議会道路部会は、令和五年十月二日に開催した「安全・安心の道づくりを求める県民大会」において記載のとおり決議したところです。また、栃木県市長会及び栃木県町村会においても本決議の趣旨に賛同したところであります。

つきましては、地方の実情を十分認識され、道路整備を着実に推進するための安定的な予算の確保に向けた対策を講じられるなど、決議事項について強く要望いたします。

自由民主党栃木県支部連合会 様

令和五年十月二日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄



栃木県町村会

会長 古口 達



道路整備促進期成同盟会栃木県協議会

会長 古口 達



栃木県県土整備事業協議会道路部会

部会長 坂村 哲



決 議

国土強靱化の加速化等による安全・安心の確保をはじめ、コロナ禍からの回復に向けた地域経済の復興などを早期に実現させるため、次に掲げる項目について強く要望します。

- 一、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、改正国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、対策期間完了後も予算・財源を別枠で確保し継続的に取り組むこと
 - 一、スマートICや高規格道路の整備を促進するとともに、重要物流道路の更なる指定など、広域道路ネットワークの充実・強化を図ること
 - 一、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、長寿命化修繕計画に基づき橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進すること
 - 一、有料道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による適切な維持管理と更新事業や耐震補強等の機能強化に向けた取組を支援すること
 - 一、災害時の緊急輸送道路等の安全性の確保や良好な景観形成・観光振興等を図るため、電柱の占用制限も含めた無電柱化を推進すること
 - 一、子供達の安全・安心を守るための通学路等の交通安全対策の強化を推進するとともに、自転車利用環境の整備に積極的に取り組むこと
 - 一、観光などの地域経済活動復興のための道路交通ネットワークの充実、地域の拠点となる「道の駅」の機能強化などについて、積極的に取り組むこと
 - 一、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化を図ること
- これらの項目を踏まえ、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、地方が求める道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和六年度道路関係予算は、所要額を確保すること。また、国土強靱化の推進に加え、地域経済を支えるため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成すること。

令和五年十月二日

栃木県 安全・安心の道づくりを求める県民大会

全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程(後期)

(10月～3月)

全国市長会各委員会

(県会長・相談役：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、評議員：佐野市長・矢板市長・さくら市長)

- ・日 時 令和5年11月14日(火)午後1時～
- ・場 所 全国都市会館 ほか

全国市長会理事・評議員合同会議

(県会長・相談役：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、評議員：佐野市長・矢板市長・さくら市長)

- ・日 時 令和5年11月15日(木)午後1時～
- ・場 所 全国都市会館

第4回市長会議 (全市長)

- ・日 時 令和6年1月12日(金) 会議：午前10時～
知事を囲む懇談会：会議終了後～
- ・場 所 ライトキューブ宇都宮

全国市長会各委員会、理事・評議員合同会議

(県会長・相談役：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、評議員：佐野市長・矢板市長・さくら市長)

- ・日 時 令和6年1月24日(水) 各委員会：午前10時～
理事・評議員合同会議：午後1時30分～
- ・場 所 全国都市会館 ほか

市長調査研究 (全市長)

- ・日 時 令和6年2月7日(水)～8日(木)

栃木県市長会
会長 佐藤 栄一 様

シルバー人材センター事業に関する要望

シルバー人材センターは、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能を活かし地域に密着した就労機会を提供することで、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては医療費及び介護費用の削減、介護予防に大いに貢献しています。

栃木県においては、全ての市町にシルバー人材センターが公益法人として設置されており、約8,800人の会員がそれぞれの知識や技能を活かし、生きがいを持って就労しています。

地域の担い手として従来行ってきた植木剪定や草刈り・除草、施設清掃などの業種に加え、現在では、行政機関からの要請に応じた放課後児童クラブでの保育補助や空家管理、遊休地を活用した農園事業など地域課題の解決に貢献する新たな就労についても積極的に取り組んでおります。

つきましては、高齢者が健康で生きがいをもって就労することができる機会を確保し、地域社会に貢献するというシルバー人材センター事業の趣旨について改めて御理解をいただき、安定的な事業運営が可能となるよう引き続き御支援、御協力を賜るようお願い申し上げます。

また、本年10月に導入が予定されている、消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行されますと、シルバー人材センター事業に極めて大きな影響を及ぼすことが想定されるため、安定的な事業運営が可能となる措置を国に対して要望しておりますので併せて御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年 8月 29日

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会
理事長 鈴木 正 人



女性農業委員の登用に向けた要請書

謹啓 時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
農村女性の活動につきましましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県農村女性会議では、県が策定している「とちぎの農業・農村男女共同参加ビジョン」に基づき、二十八年にわたり県内市町において女性農業委員登用を進めて参りました。

これらの活動が実を結び、女性農業委員の登用率は近年、栃木県が日本一を保持しています。

これも貴職を始め、県内市町、農業委員会関係者の皆様の御理解と御支援の賜と深く感謝申し上げます。

また、その活動は、農村女性団体が一丸となった取組の成果と考えており、この成果を堅持し、更なる発展につながるよう取組を強化していく必要があると考えております。

現在、農業の担い手の高齢化が著しく、多様な担い手の確保がより重要な課題となっております。

令和2年3月に策定された食料・農業・農村基本計画の中でも、女性の経営参画・社会参画など農業現場を支える多様な人材や主体の活躍を促すことが重要であるとの認識が示されており、農業の現場でも基本計画で掲げられた動きがより顕著になっていきます。

そのような中で、地域や農業現場を支える女性の農業委員への登用につきまして、関係者が一体となった取組への継続した御支援をお願いするものであります。

令和六年度は、全国一の女性農業委員の登用率を誇る日光市を始め、県内六市町で農業委員並びに農地利用最適化推進委員の改選期を迎えることから、関係者のより一層の理解と支援をいただきたく、次の対応を強く要望いたします。

一、女性の方針決定の場への参画を進めていくため、積極的に女性農業委員の登用に取組むようリーダーシップを発揮していただきたい。

二、改選市町における女性農業委員の登用率が現況を上回る結果が出せるよう、尚一層の御理解と御支援をお願いしたい。

これらの趣旨を鑑み、令和六年度に改選となる市町において農業委員の女性登用に積極的に御支援賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和五年八月

栃木県農村女性会議

会長

横山

玲子



栃木県市長会

会長

佐藤栄一様



要 望 書

令和5年9月

栃木県義務教育振興協議会



令和5年9月11日

栃木県市長会長

佐藤 栄一 様

栃木県義務教育振興協議会長
(栃木県PTA教育振興会代表理事)

渡邊 宏



同 副会長

栃木県PTA連合会長

揚石 哲司

栃木県小学校長会長

生田 敦

栃木県中学校長会長

増山 孝之

栃木県小学校教育研究会会長

宮井 由美

栃木県中学校教育研究会会長

大川 美子

栃木県学校管理職員協議会長

富山 篤

栃木県教職員協議会長

熊倉 孝郎

栃木県連合教育会長

津野田 誠一

栃木県公立小中学校教頭会長

瓦井 康司

栃木県公立小中学校事務職員研究協議会長

大森 健史

県への要望

県当局におかれましては、日頃より義務教育の充実にご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

教育の最前線にある学校では、児童生徒指導や特別支援教育等に関わる課題がより複雑化・多様化するとともに、社会等からの多岐にわたる要請、慢性化している業務量の増大によって、教職員が子供としっかり向き合いながら、確かな学力と豊かな人間性、健康・体力の育成等、「生きる力」を育むという学校教育の基盤が揺るがされております。そこで、子供たちの安全や安心を確保し、健全育成を図るために、教職員の働き方改革を推進することはもとより、家庭・学校・地域社会がより密接な連携を図り、それぞれの教育的役割を発揮することがますます重要になっております。

このような状況の下、私たち栃木県義務教育振興協議会を構成する11団体は、県民の負託に応え、次代を拓き、地域社会を支える人を創るためにそれぞれの責務と使命を自覚し、義務教育の振興に向けて、様々な課題に取り組んでいるところであり、教育に携わる全ての者が、その役割を全うするうえで、必要な条件整備を強く望むものであります。

つきましては、本県義務教育のより一層の振興のため、以下の事項についてご検討のうえ、具体的措置を講じられますよう要望いたします。

1 義務教育の保障に向けた国への積極的な働きかけ

- (1) 人材確保法の堅持
- (2) 義務教育費国庫負担制度の堅持
- (3) 教育関連予算の特定財源化
- (4) 教職員給与体系の抜本的な見直し

2 教職員の増員等、教育諸条件の整備・充実

- (1) 欠員補充を含めた教職員の確実な配置
- ◎ (2) **産前・産後休暇や傷病休暇等による代替の教職員配置への新たな仕組みの構築及び教職員確保のための年度当初からの前倒し配置に関する拡充と周知徹底**
- (3) 学力向上実践、児童生徒指導、不登校等の対応のための加配教員の拡充
- ◎ (4) 小学校高学年における教科担任制の推進に係る配置基準の明確化と県独自の配置計画による増員
- ◎ (5) 小中学校会計年度任用職員(スマイルプロジェクト等)の継続と配置の拡大
- ◎ (6) **特に配慮を要する児童生徒への個別支援の充実のための会計年度任用職員の増員**
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の引き下げ等による栄養教職員の配置増
- ◎ (8) **35人学級で算出した学級数に基づく養護教諭・学校事務職員の配置**
- (9) 部活動指導員及び部活動外部指導者の増員と人材確保
- ◎ (10) **「とちぎ部活動移行プラン」を踏まえた運動部・文化部活動の環境整備等における県・市町・学校・地域・既存の活動団体等の連携強化と具体的なスケジュールの提示**
- (11) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、「チームとしての学校」を実現するための専門スタッフの配置促進
- ◎ (12) **教員が子供たちに向き合う時間を十分に確保するための教員業務支援員等の配置促進**

3 制度改革の実効を図る諸条件の整備

- ◎ (1) **人的増員を伴った実効性のある学校における働き方改革の推進と県教委から市町教育委員会への働きかけ**
 - (2) 学校経営の活性化・円滑化を図る主幹教諭の配置の拡大と副校長、指導教諭の導入
- ◎ (3) **業務改善の推進に向けた「共同学校事務室」の組織機能充実支援及び市町教育委員会への働きかけ**
- ◎ (4) **臨時的任用教員経験を考慮した優秀な人材確保・育成のための新たな教員採用試験制度の構築**
 - (5) 暫定再任用、定年前再任用制度における、対象者の経験を生かせる勤務内容や勤務条件、待遇等の見直し
- ◎ (6) **GIGAスクール構想推進におけるICTを活用した教育の推進、積極的な学習支援等のためのICT支援員の全校配置**
- ◎ (7) **サービス管理等に係る全県下統一システムの導入による学校事務のオンライン化**

4 教職員研修体制の改善

- (1) 教職員研修の精選及びオンライン研修等開催方法の工夫
- (2) 教職員の資質・能力向上のために必要な、教政第一号等、研修・出張旅費の確保
- (3) 臨時的任用職員、会計年度任用職員等への積極的な研修の実現
- (4) 国のガイドラインに基づく研修履歴の記録範囲の明確化や実効性のある記録システムの構築と研修推進体制の整備

5 教育研究団体等助成のための補助金の確保

- (1) 栃木県中学校文化連盟、同中学校体育連盟、同PTA連合会に対する補助金の確保
- (2) 栃木県小学校教育研究会、同中学校教育研究会への補助金の復活

6 家庭教育の充実と推進

- (1) 家庭や地域における教育環境の充実を図るための積極的な情報提供、及びリーダーシップの発揮
- (2) 子供の基本的な生活習慣づくり、健康を育む食育の啓発と積極的支援の継続
- (3) ネット社会における子供の健全育成のための家庭の教育力向上とネットトラブル未然防止に係る啓発
- ◎ (4) **子供の教育に困難を感じる保護者の教育力や養育力を高め、サポートするための社会的支援の充実**

7 その他

- ◎ (1) **県立スポーツ・文化施設の小中学校各種大会・コンクール等での使用の拡充と無料化**
 - (2) とちぎ海浜自然の家利用学校に対する市町総合交付金の復活
- ◎ (3) **県予算に占める教育費の割合 25%堅持**
 - (4) 新たな感染症や災害等に即時対応した支援

◎印の事項は、特にご高配をお願いいたします。

市並びに町への要望

市町当局におかれましては、日頃より義務教育の充実にご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

教育の最前線にある学校では、児童生徒指導や特別支援教育等に関わる課題がより複雑化・多様化するとともに、社会等からの多岐にわたる要請、慢性化している業務量の増大によって、教職員が子供としっかり向き合いながら、確かな学力と豊かな人間性、健康・体力の育成等、「生きる力」を育むという学校教育の基盤が揺るがされております。そこで、子供たちの安全や安心を確保し、健全育成を図るために、教職員の働き方改革を推進することはもとより、家庭・学校・地域社会がより密接な連携を図り、それぞれの教育的役割を発揮することがますます重要になっております。

このような状況の下、私たち栃木県義務教育振興協議会を構成する11団体は、県民の負託に応え、次代を拓き、地域社会を支える人を創るためにそれぞれの責務と使命を自覚し、義務教育の振興に向けて、様々な課題に取り組んでいるところであり、教育に携わる全ての者が、その役割を全うするうえで、必要な条件整備を強く望むものであります。

つきましては、本県義務教育のより一層の振興のため、以下の事項についてご検討のうえ、具体的措置を講じられますよう要望いたします。

1 児童生徒の校内外における安全・安心の確保

- ◎ (1) **登下校時の交通危険箇所の早急な改善及び校内外における防犯体制など安全対策の充実**
 - (2) 感染症対策や熱中症対策など増大する危機的状況打開に向けた支援
 - (3) 学校施設の老朽化対策の早期実現
 - (4) 安全で安心できる教育環境のための給食食材の確保
 - (5) 教室の窓ガラスの強化ガラス化または飛散防止フィルムの装着
- ◎ (6) **給食室の物的環境の整備・充実**
 - (7) 防犯カメラ、通用口のオートロック化及びモニター付きインターフォン等、防犯設備の設置
 - (8) ネットトラブル未然防止に係る出前講座の小中学校全児童生徒対象への拡充

2 市町費負担職員等の配置の充実

- ◎ (1) **市町採用の会計年度任用職員の確実な配置と増員、その弾力的運用、服務関係書類の簡略化及び研修の充実**
 - (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の増員
 - (3) 小学校における外国語科や外国語活動充実のための専任ALTの配置
 - (4) 学校図書館への学校司書の全校配置
 - 5 発達障害等により配慮を必要とする学級への会計年度任用職員(要配慮学級緊急対応業務)の拡充
 - (6) 市町費負担学校事務職員、栄養職員、用務員の配置
- ◎ (7) **教員が子供たちに向き合う時間を十分に確保するための教員業務支援員等の配置**

3 教育活動推進を図る諸条件の整備・充実

- (1) 地方交付税措置に見合う教育予算の確保（学校図書、学校情報化関連予算等）
- (2) 学校裁量予算の確保と総枠提示方式への転換
- ◎ (3) **GIGAスクール構想における児童生徒一人一台端末活用促進に資するICT支援員等の配置等、積極的な学習支援のための環境整備**
- (4) 理科教育振興のための施設設備の充実
- (5) 外国人児童生徒に対する日本語教育や学習支援のための組織・体制の整備
- (6) 部活動指導員の増員及び部活動外部指導者枠の拡充
- ◎ (7) **「とちぎ部活動移行プラン」を踏まえた運動部・文化部活動の環境整備等における県・市町・学校・地域・既存の活動団体等の連携強化と具体的なスケジュールの提示**
- (8) 「共同学校事務室」の組織機能充実に向けた諸規定の整備及び統括事務長（仮称）の指定
- (9) 小学校の体育・文化・芸術的活動等の参加に係る交通費等、保護者の経費負担の軽減

4 家庭教育の充実と推進

- (1) 家庭や地域における教育環境の充実を図るための積極的な情報提供及びリーダーシップの発揮
- (2) 子供の基本的な生活習慣づくり、健康を育む食育の啓発と積極的支援の継続
- (3) ネット社会における子供の健全育成のための家庭の教育力向上とネットトラブル未然防止に係る啓発
- ◎ (4) **子供の教育に困難を感じる保護者の教育力や養育力を高め、サポートするための社会的支援の充実**

5 その他

- (1) 洋式トイレの増設と消臭対策の実施
- (2) プールを含めた学校電話回線の増設及び子機付電話機の整備（ナンバーディスプレイ付電話の全校設置）
- (3) 教育諸団体への法令外負担金の確保のため市長会・町村会への積極的働きかけ
- (4) 教職員へのメンタルヘルスサポート体制の充実
- (5) 市町スポーツ・文化施設の小中学校各種大会・コンクール等での使用の拡充と無料化
- (6) 学校宛文書の一層の精選と、調査事項の簡略化等による事務の負担軽減
- (7) 給食費等、学校徴収金に係る学校の負担軽減
- (8) すべての教室・体育館等へのエアコンの設置
- (9) 教職員の働き方改革や子供と向き合う時間の確保への継続的な取組

◎印の事項は、特にご高配をお願いいたします。

日弁連総第41号

2023年（令和5年）9月19日

都道府県市長会会長 殿

日本弁護士連合会

会長 小林 元 治

（公印省略）

罹災証明書交付申請において、被害住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める意見書について（要望）

当連合会は、別紙のとおり罹災証明書交付申請において、被害住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める意見書を取りまとめましたので、提出します。
つきましては、同意見書の趣旨の実現を要望します。

添付書類

罹災証明書交付申請において、被害住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める意見書



罹災証明書交付申請において、被害住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める意見書

2023年（令和5年）9月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

住家の被害に関する罹災証明書交付申請において、

- 1 市町村及び特別区（東京23区）（以下「市町村等」という。）は、自己判定方式ではない場合に、被災住家の写真を必要としない取扱いを行うこと、
 - 2 市町村等は、被災住家の修理見積書や自治会長等の証明を必要としない取扱いを行うこと、
 - 3 市町村等は、上記1、2の取扱いについて、被災者に広報を行うこと、
 - 4 国及び都道府県は市町村等に対し1、2及び3の取扱いを実施するよう助言、勧告すること、
- を求める。

第2 意見の理由

1 罹災証明書交付申請に当たっての各市町村等の取扱いの現状

近年、全国各地で災害が相次いでいるところ、住家の被害に関する罹災証明書交付申請に当たって、①被災住家の写真や修繕の見積書を申請の必要書類とする、あるいは②自治会長や第三者（以下「自治会長等」という。）の証明（以下被災住家の写真、見積書、自治会長等の証明を合わせて「写真等」という。）を求める市町村等が相当数あり、ウェブサイトにも案内がなされている。

2 罹災証明書の法的根拠と重要性

災害対策基本法90条の2において、市町村長は災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書類（以下「罹災証明書」という。）を交付しなければならない（なお、同法110条により特別区は市とみなされている。）。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、災害復興住宅融資の貸付、生活福祉資金の貸付、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居のほか、高等学校等の授業料の減免やNHK受信料の免除など、被災者が様々な支援を受ける際に、通常、添付が求められる書類であり、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

3 罹災証明書交付申請の必要書類について

(1) そもそも、罹災証明書の交付に当たっては、申請を受けた市町村等の調査員が現場の被害状況を調査することが前提となっており、被災者が被災状況を証明しなければならないものではない。

そうであるからこそ、災害対策基本法90条の2は、被災者が罹災証明書交付申請をする際の必要書類については定めをおいていない。また、内閣府は、被災者の負担軽減にできる限り配慮することを重要視し、以下のとおり資料や事務連絡を作成しており、記載事項を必要最小限度の項目に絞るとともに、写真添付等を必須としないこと等を求めている。

(2) 令和5年3月内閣府発行「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下「手引き」という。）及び令和2年7月6日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）発出「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」（以下「令和2年7月6日付け事務連絡」という。）

手引きにおいて、罹災証明申請書については「罹災証明書の内容に沿って、申請者の本人確認及び被災住家を特定するため、概ね以下の内容を盛り込みます。被災者の負担を軽減するため、必要最低限の項目とします。」とあり、その主な項目として①申請者（世帯主）住所／氏名／連絡先、②罹災原因、③被災住家の所在地、④管理に個人番号を利用する場合は個人番号等とされている（178頁）。

また、手引きには、罹災証明書交付業務の流れ（186頁以下）において、「申請書の受理」として「申請書を受理すると共に『申請者の本人確認（身分証明書の確認）』『該当建物の確認（所在地等の確認）』『世帯構成を確認（発災時の世帯構成員の確認）』の3つの確認を行います。特に、住民登録と現状が異なる場合には、公共料金の領収書等、現状について証明できる書類により確認を行います。」と記載されている（188頁）。どこにも、被災住家の写真や見積書、自治会長等の証明を確認することは記載されていない。

それどころか、令和2年7月6日付け事務連絡では「※被災者が自己判定方式による申請を希望した場合には、被災住家の写真の添付が必要となりますが、それ以外の場合には、申請時に写真の添付は必須ではありませんので、念のため申し添えます。被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、自己判定方式による申請ではないにもかかわらず、罹災証明書の申請にあたり写真の添付や提示を必須とすることがないようご留意ください」と

され、重ねて手引きにおいても「自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって（中略）写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。」と明記されている（51頁）。

自己判定方式とは、住家であっても被害が軽微なものの取扱いについて、明らかに準半壊に至らない（一部損壊）に該当する場合に、被災者自身が判定結果を「準半壊に至らない（一部損壊）」とすることに同意して調査を簡素化する、あるいは現地調査を行わない方式である。たしかに、自己判定方式の実施に当たっては、性質上被害住家の写真が必要となる

しかし、市町村等のウェブサイトの中には、自己判定方式についての言及がなく、一律に罹災証明書交付申請の必要書類として写真等を挙げているものが相当数見受けられる。このような記載では、被災者が罹災証明書の申請の際には写真等が必要であると誤信することは容易に想像でき、被災者の負担を必要以上に強いることとなっている。

- (3) 令和2年7月5日内閣府政策統括官（防災担当）付け参事官（被災者生活再建担当）発出「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（以下「令和2年7月5日付け事務連絡」という。）

令和2年7月5日付け事務連絡第1項では、「あらかじめ、可能な限り被災者が被災状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくよう広報の徹底をお願いいたします」とされている。確かに市町村等職員による被害認定調査の前に、建物の除去や被害箇所が分からないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ写真を撮影しておくことは極めて重要であり、これを促すことは当然である。しかし、同事務連絡はその重要性を述べているにすぎず、罹災証明書の申請に当たって、写真が必須のものではないことが当然の前提とされている。

現状、罹災証明書の交付は、様々な被災者支援制度の出発点であり、被災者は罹災証明書の申請を、市町村等は同証明書の交付を早期に行う必要がある。そのために、災害対策基本法90条の2は「市町村長は」、「被災者からの申請があったときは、遅滞なく、住家の被害（中略）の被害の状況を調査し」、罹災証明書を交付しなければならないと定めているのである。同条の趣旨は、罹災証明書を早急に交付することによって被災者支援を早期に開始することにある。被害住家の調査を行い、それに基づく被害認定をするのは罹災証明書の交付主体である市町村等の責任である。

- (4) 被災住家の修理に関する見積書などは、令和2年7月5日付け事務連絡にて言及もされておらず、写真と同様、罹災証明書申請に当たって法律上求められている書類ではない。災害後は、建築土木業の事業者には修理や解体の依頼が殺到しており、被災者が見積書の作成を求めたとしても、実際に作成されるまでには相当な時間を要する。
- (5) また、自治会長等の証明については、自治会長等は行政の職員でもなく、住民の住家が被害を受けたことを証明する権限もない。自治会長等も、突然地域住民から被災に関する証明を求められたとしても、証明を行うことを戸惑うとともに、証明を行うことに対する責任も不明である以上、拒絶する可能性も十分にある。また、被災者からすれば、自治会長等も避難して所在が把握できない、治療のため入院している、場合によっては死亡しているなど、証明を得ることができないこともある。
- (6) 以上のように、市町村等が必要書類として求めている写真、見積書、自治会長等の証明は災害対策基本法上不要なものである上、罹災証明書申請に当たって被災者に過度な負担を強いるものであり、不要とすべきである。
- 4 罹災証明書交付申請に当たって市町村等が不必要な写真等を被災者に求めることの弊害
- (1) 申請が遅れること、申請自体を断念してしまうこと

前述したように、災害対策基本法上は罹災証明書を申請するに当たって被災住家の写真等は不要であるにもかかわらず、市町村等のウェブサイトが必要書類として挙げられているのを見た、あるいは申請のために役所を訪れた際行政職員から写真等が必要であると言われた被災者は、申請に写真等が必要であると誤信する可能性が高い。そして、前項に記載したとおり、誤信した被災者は必要書類の用意を試みるため、必要書類の用意に時間がかかってしまい申請が遅れ、あるいは必要書類が用意できないと申請自体を断念してしまうおそれがある。

被災者の住宅が災害によって浸水、倒壊等の被害を受けた場合、被災者は撮影機器を喪失している、あるいは印刷機器を喪失していることもある。また、そもそも、撮影自体を思いつかないまま、片付け等の復旧作業を終えることもある。仮に、写真撮影を行ったとしても、自家用車の浸水や道路の通行止め、公共交通機関の未復旧などの理由により印刷可能な場所への交通手段がない等、被災者が写真を早急に用意できないケースは容易に想定される。

写真の用意ができない場合、用意に時間がかかるため罹災証明書の申請期限に間に合わないと判断した場合、修理や片付けを行った被災当時の写真等

が用意できないと判断した場合には、被災者が、罹災証明書の申請を諦めてしまうおそれがある。

申請がなされたとしても、本来不必要であるはずの写真等を用意しなければならないと誤信させることにより、申請自体が大幅に遅れてしまうことになる。

(2) 被災者支援が遅れること

本来不必要な書類を求めた場合、適正な運用を行った場合と比較して、被災者は罹災証明書の交付申請に至るまでに時間がかかり、市町村等は被害調査開始が遅れて罹災証明書交付に至るまでに時間がかかることは明らかである。

そして、現在の被災者支援制度の多くは、罹災証明書における被害認定区分によって制度利用の可否や金額等が定められている。

すなわち、申請や調査の遅れは、被災者支援の遅れに直結する問題である。例えば、自宅が被災したものの罹災証明書が未交付であるために応急修理制度が使用できない、あるいは仮設住宅への入居ができない場合、被災者は長期間避難所での避難生活や被災した自宅での生活を余儀なくされる。豪雨災害などは夏期に発生するケースが多く、その結果被災者が熱中症や感染症で体調を悪化させる、あるいは災害関連死という事態を招くおそれもある。

このような事態は、罹災証明書の早期交付によって被災者支援を早期に開始するという、災害対策基本法90条の2の趣旨を没却するものである。

(3) 適切な罹災認定がなされなくなること

罹災認定の申請が遅れることにより、市町村等による現地調査も遅れることとなるが、その結果、調査員は、調査時には、被災直後から相当変容してしまった被災状況を見ることになる。そこで行われる罹災認定は、本来の被災状況を適切に認定したものとはほど遠いものになってしまうおそれがある。被災直後であれば確認できたはずの被災状況を、罹災証明書の交付申請に必要な資料の提出を求めたために確認できなくしてしまうのでは、本末転倒であり、災害対策基本法90条の2の趣旨に反することとなる。

また、写真等を用意して罹災証明の交付申請のために役所の窓口を被災者が訪れたとしても、誤った判断により、自己判定方式による罹災認定が行われてしまうおそれもある。

罹災認定のためには、申請後に、市町村等の調査員が現地に赴いて調査する必要があるが、申請時に写真の提出を求めることで、罹災証明書の交付申請に訪れた被災者に対して、対応した職員が、被災者が持参した写真だけを

もとに一部損壊であると説明し、準半壊以上の認定には現地調査が必要であり時間がかかることや、自己判定方式で一部損壊の認定であれば罹災証明書が早期に（市町村等によっては即日）交付できるなどと話した場合、客観的には準半壊以上の被害を受けていたとしても、被災者が自己判定方式での罹災証明書交付に同意するなどして、一部損壊の被害認定の記載がある罹災証明書を受領してしまう可能性がある。すなわち、罹災証明書の被害区分は全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊であるところ、この認定区分や認定方法については行政職員であったとしても理解が難しいものであり、ましてや被災者は知識や情報を有していない。そのため、申請時に写真の提出を求めることで、写真の存在が過大に評価され、適切な調査が行われず、誤った判断で自己判定方式による罹災認定が行われ、実態よりも低い認定を受けてしまうことになるのである。これは、被災者が不利益を被るのみならず、市町村等も正確な被害実態が把握できないことに繋がり、その後の支援体制の構築や都道府県や国からの財政的支援措置にも影響を受けることとなる。

(4) 居住している市町村等が異なることのみが原因となって手続格差が生じること

災害対策基本法90条の2の運用を誤り、罹災証明書申請に当たって被災者に過度な負担を求める市町村等がある場合、当該市町村等の被災者は正しく運用を行っている他の市町村等の被災者と比較して、同じ罹災証明書交付申請手続であるにもかかわらず、過度な手続負担を求められることになる。しかし、同じ災害対策基本法90条の2に基づく手続であるにもかかわらず、居住する市町村等が異なるだけで手続の負担が異なることに合理的な理由はない。

そうである以上、国や都道府県は、一部の被災者が不当な負担を強いられることのないよう、市町村等の誤った運用を是正し、また、今後同様の問題が生じることを防止するため、市町村等に対する助言や勧告をする必要がある。

- 5 以上のような理由から、①市町村等は、自己判定方式ではない場合の罹災証明書の交付申請に当たって、被災住家の写真を必要としない取扱いを行うこと、②市町村等は、罹災証明書の交付申請に当たって、被災住家の修理見積書や自治会長等の証明を必要としない取扱いを行うこと、③市町村等は、①、②の取扱いについて、被災者に対して広報すること、④国及び都道府県は、市町村等に対し①、②及び③の取扱いを実施するよう助言、勧告することを求める。

2023年10月17日

栃木県市長会会長 佐藤 栄一様

全日本自治体退職者会（自治退）栃木県本部
会長 金子 安男

要請書

日ごろから、地方自治の前進のためにご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、私たち自治退栃木県本部は、栃木県、県内市町や関連団体等で職員として公共サービスに携わってきた退職者で組織しています。第一線を退いてはいますが、その経験と知識をいかして地域の中で貢献できるよう活動を進めています。

今回、私たちも加入する地方公務員退職者協議会（地公退）が本年7月28日に開催した第54回定期総会で決定した要求書に沿って、下記の点について要請します。ご検討いただき、意見交換の場を設定いただきますようお願いいたします。

記

1 年金について

- (1) 年金制度とその財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善、次世代育成支援充実を図ること。
- (2) 現受給者の年金を守るとともに、将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できるよう、マクロ経済スライド制度による年金調整の在り方について、現受給者をはじめ関係者の意見を全国市長会を通じ国に反映すること。
- (3) 基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長し、延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、その1/2 国庫負担を堅持して必要財源を確保するよう、全国市長会を通じ国に求めること。
- (4) 地方公務員共済長期積立金は、運用収益目標の達成とともに、国連が提唱する責任投資原則（PFI）の趣旨に沿った運用拡充を図り、適正に運用するよう、全国市長会を通じ国及び関係団体に申し入れること。

2 地域包括ネットワーク基盤整備について

- (1) まちづくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアネットワークを、県・町と連携し実現すること。
- (2) 地域包括ケアネットワークの基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅、小規模多機能型居宅介護施設など、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずるよう、全国市長会を通じ国に求

めること。

3 生活保護・生活困窮者自立について

- (1) 生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民生活や県・市町の諸施策に大きな悪影響を及ぼすので、速やかに復元するよう、全国市長会を通じ国に求めること。
- (2) 生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため、県・町と協力して確実な事業実施を図ること。

4 ジェンダー平等について

- (1) 県・町と連携し、社会全体でジェンダー平等が実現するよう尽力すること。
- (2) 各市及び市関連団体におけるジェンダー平等に向け、職場環境を整備すること。



栃木県市町村総合事務組合
所有地活用整備計画

令和5年10月

栃木県市町村総合事務組合

目 次

第1章 所有地活用整備計画の趣旨	2
1 所有地活用整備計画策定の目的・背景	
2 所有地活用整備計画策定の経過	
第2章 所有地利活用の方針	3
1 新会館建替え検討	
2 組合所有地の活用	
3 対話型市場調査(サウンディング調査)の実施	
4 対話型市場調査(サウンディング調査)の結果	
第3章 新会館の特徴	6
1 新会館の機能・規模	
2 新会館の整備手法等	
第4章 新会館の位置と全体の事業手法	9
1 新会館の施工手順と位置	
2 全体の事業手法	
3 事業の流れ	
第5章 概算事業費	11
1 新会館整備事業費の算出	
2 現会館解体費の算出	
3 総事業費	
4 民間施設の土地賃借料	
第6章 今後の予定	12

第1章 所有地活用計画策定の趣旨

1 所有地活用整備計画策定の目的・背景

【参考資料1・資料1参照】

栃木県自治会館（以下「会館」という。）は、栃木県内市町村の行う一部の事務を効率的に共同で行うことを目的に、昭和51年10月にRC構造で竣工し、平成18年度から栃木県市町村総合事務組合（以下「組合」という）が建物を管理してきた。その中で、築47年が経過した建物で設備の老朽化やバリアフリー未対応であること等から、令和3年3月に定めた「栃木県自治会館建替えに関する基本的な考え方」に基づき、新会館の施設規模に加え建設予定地と現会館敷地の活用策を定め、事業を進めるため、「栃木県市町村総合事務組合所有地活用整備計画」（以下「所有地活用計画」という。）を策定するもの。

2 所有地活用整備計画策定の経過

会館の敷地は約1,340㎡である中、平成20年9月には会館の耐震工事を実施し、また平成21年2月には会館隣接県有地を将来の新会館建設用地として約3,910㎡を取得した。

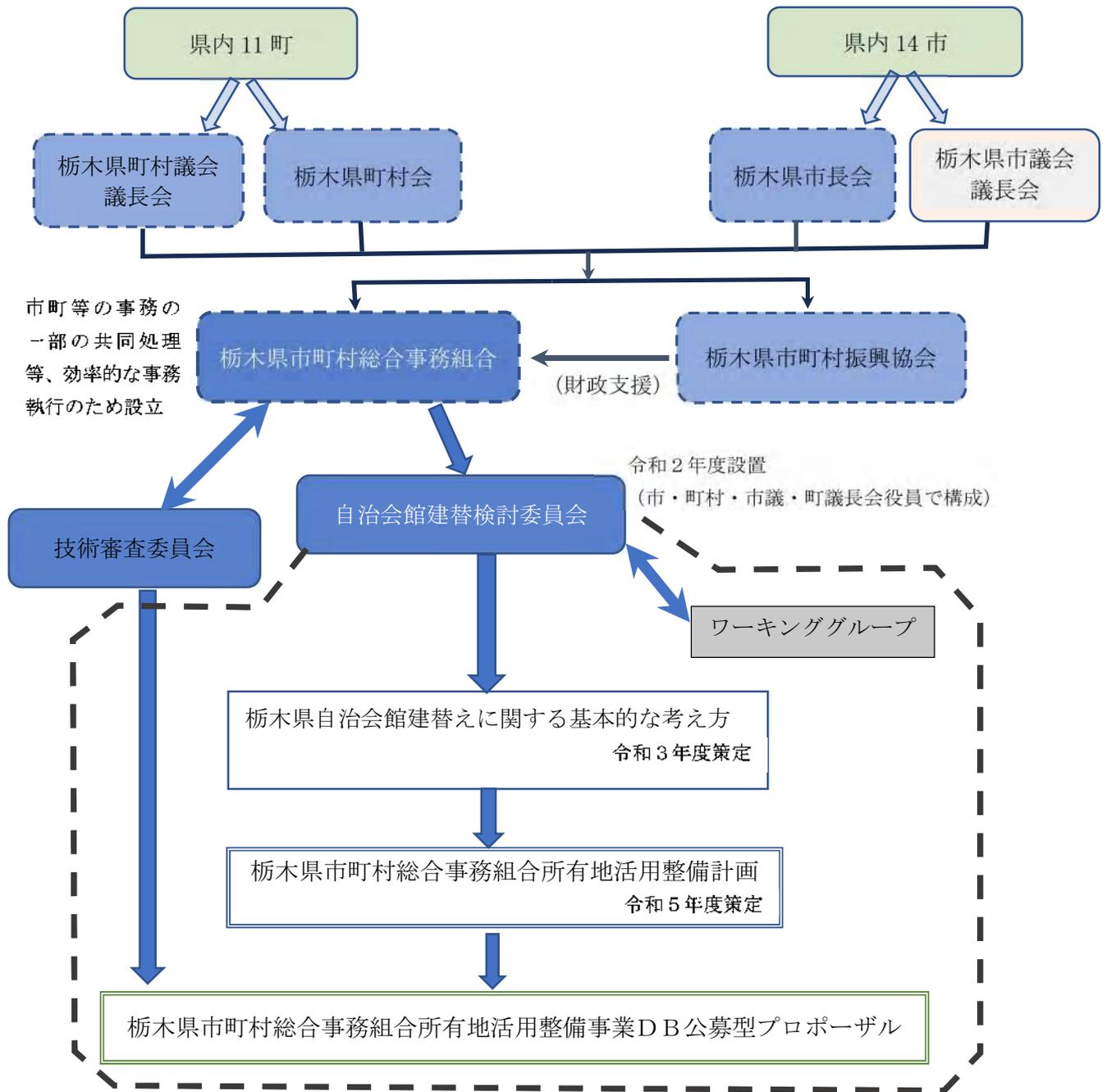
用地取得から12年が経過した中、建物設備の老朽化やバリアフリーの未対応、更には低未利用財産の利用・管理などから、令和2年度より、類似施設を調査の上、新会館の建替えの考え方を整理し建設に向けた検討を始め、令和3年度には建物劣化診断調査と共にその結果を踏まえた改修費用の算出と、低未利用地の有効活用について、継続的に収益を得る手法なども含めて6～7年の期間の中で検討することとした。

そのような中、海外情勢の急激な変化等による建設資材の高騰等により建設費用の増大が見込まれるため、よりスピード感をもって事業に取り組むことが望ましいとし、自治会館建替えと収益施設の整備は分割し新会館の建替えを先行することとした。

【主な経過】

- ・H20年度 自治会館北側県有地を新会館建設用地として取得
- ・H21年度 会館建替えを想定し、建替え資金の積立て開始(栃木県市町村振興協会)
- ・H22年度 会館建替え資金積立ての一時見合わせ(栃木県市町村振興協会)
- ・R2年度～ 建替え検討委員会設置（新会館の考え方）
- ・R3年度 建物劣化診断（建物自体の診断結果は健全）
- ・R4年度 第1回検討委員会（長寿命化改修と建替え計画）
第2回検討委員会（急激な物価高騰等の課題対応）

【組織体系(イメージ)及び計画の位置づけ】



第2章 所有地利活用の方針

1 新会館建替え検討

【資料1】

令和3年度の建物劣化診断の結果、建物は健全な結果となった。しかしながら、長寿命化した場合の延命期間は20年（築年数考慮）であり、建替え後の耐用年数は65年を想定し、1年あたりの費用換算比較の結果、長期的には建替え費用の方が安価【次表参照】であったこと。更に、エレベーターのバリアフリー対応など

の機能向上や多様化する人権へ配慮した施設整備は困難なことから、財源確保の課題や駐車場・会館規模など類似施設の事例調査も含めながら、令和3年度より新会館建替えに向けて検討を開始した。また、新会館を現会館同等規模と想定すると、組合所有地約5,250㎡に余剰地が発生することから、その余剰地の有効活用についても検討を開始。新会館建設については、国・県、さらに県内25市町が目指すカーボンニュートラルの環境に配慮し、再生可能なエネルギーの創出など低炭素排出に配慮した施設整備も視野に検討していく。

【長寿命化と建替えの費用比較】

	ZEB なし	1年当たり	ZEB あり	1年当たり
長寿命化 (20年間の修繕費用)	約6.6億円	3,300万円	約8.5億円	4,250万円
建替え (使用期間65年)	約18.8億円	2,890万円	約22.1億円	3,400万円

※長寿命化の修繕整備では、多目的トイレの設置や機能向上を図ったバリアフリー対応のEV設置は困難。

なお、組合所有地の用途制限など諸条件は下記の通り

基準等	種類等	備考
用途区域	近隣商業区域	土地建ぺい率：80% 容積率：200%
立地適正化計画	都市機能誘導区域	
河川ハザードマップ	一部浸水リスク想定区域	0.5m未満区域
組合所有地面積	約5,253㎡	現会館 1,339.45㎡ 北側駐車場 3,913.880㎡
会館貸付	関連団体等3団体有償貸付	貸付面積 398㎡

2 組合所有地の活用

当会館を建替えるに当たり、組合関連5団体が担う業務・会議や研修事業などの業務機能の維持を前提に所有地での建て替え計画を進める中で、新会館建物の規模や駐車場等においては、現在の市町数(25市町)や来館頻度及び来館利用状況等に対応した適正な規模で建て替えることとした。更に、経済財政諮問会議(平成29年12月21日決定)において、「地方公共団体は所有する未利用財産の活用や処分に関する基本方針を検討」することを踏まえ、新会館建替えに必要な用地

以外は有効な土地利用を図ることとし、民間事業者へ土地を貸し付け定期的かつ継続的な収益を得ていくことを基本的な考え方とした。

また、現会館にテナント入居する3団体においても、将来的な継続入居の意思確認や新規入居団体の可能性についても調査した結果、新たに市町関連団体の1団体を加えた4入居団体の施設整備としていく。

当会館の建替えの場所については、現在の組合関連団体及び既存入居団体の所管業務が滞ることなく通年継続的に執行できること、更に、建替え事業の効率的かつ総事業費のコスト低減を図るため、建て替え用地は新会館建替え用地として取得した現在低未利用地である駐車場用地の一角に新築することとした。更に建替え用地以外の現駐車場用地と現会館解体後の敷地を民間事業者へ貸し付けることとした。

これら全体の事業の実現性を高め、確実な実施を目指すため、民間事業者の意向確認が必要と判断し、民間事業者と対話ができる対話型市場調査(サウンディング調査)を実施し、広く意見を募ることとした。

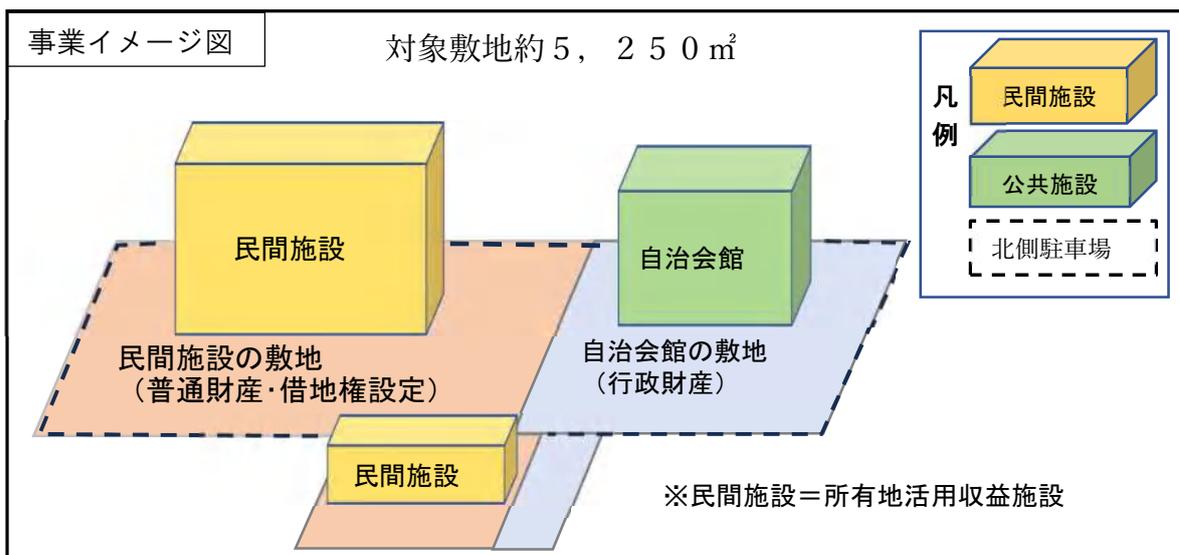
3 対話型市場調査(サウンディング調査)の実施

令和3年度に一部の事業者から情報収集を行った。その提案内容は、小規模な集合住居系施設であり、部屋個数拡大については消極的な意見であった。このようなことから、対話型市場調査(サウンディング調査)は公募型で広く民間事業者の声を募り、公募参加事業者と対話を図りながら、民間事業者の意向確認を行うこととした。対象地の借地期間は30年間としたが、民間事業者への貸付面積は、新会館建設規模に左右されることから、所有地全体の活用について一体的に意見を聴取することとした。

4 対話型市場調査(サウンディング調査)の結果

本調査に、ハウスメーカー、総合建設会社、食品販売業、など異なった業種の事業者の参加があり、様々な意見を聴取できた。その中の主な意見は下記の通りであり、今後の施設整備計画に取り入れながら確実に事業を進めていく。

市場調査における主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 会館整備は調査参加者全員が、高気密性の建物提案や屋上設置の太陽光発電など環境配慮のもと ZEB を視野に入れた提案・ 市道 13 号線(県庁前通り)に面した現会館敷地は魅力的で活用が可能。・ 現駐車場敷地面積は広いが、接道条件や敷地形状から集客導線の工夫が必要。更に立地する業種は限定される。・ 周辺の立地環境から小売・飲食などの業種の立地が可能。・ 建物所有(BTO)の課題はあるが、賃貸住居系・事業系様々な提案が可能。・ 借地期間30年間では短く、事業者側の収益が取れない。等



※上記事業イメージ図は、新会館の建築確認申請に伴う接道は東側の市道とし、現会館解体後に、南側の市道 13 号線(県庁前通り)からのエントランス入り口を設けた場合のイメージ。
また、民間施設は機能ごとに分散した場合のイメージ。

第3章 新会館の特徴

1 新会館の機能・規模

【資料 2 参照】

新会館の建物規模は、組合等の事務事業に必要な執務室、会議室等を精査し、必要最小限の執務スペースを確保することと併せ、継続テナント入居団体や新たな入居団体にも必要な執務スペースと執務室の条件などの確認を行い、組合同様の取り扱いとする。

新会館の機能としては、建物自体は施設のバリアフリー化や多様化する人権への配慮などを視野に施設の諸室を計画していく。

また、公共施設としての環境配慮については、栃木県の「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」に掲げた重点プロジェクトに連動して、県内 25 市町も「カーボンニュートラルの方針」を打ち出していることから、公共施設である新会館も、ある程度の整備努力によって達成が見込める ZEB Ready 以上を目指していく。

【参考資料 2 参照】

また、新会館の外構における駐車場スペースにおいては、既存駐車場の利用状況や環境負荷の低減を踏まえた公共交通利用の促進なども配慮し、最低限の駐車台数を確保することとした。

また、新会館は宇都宮市街地の都心部地区に隣接していることから、宇都宮市が目指す「ウォーカブルな街づくり」「第 2 次自転車のまち推進計画」に寄与できるように、新たなモビリティ端末交通も視野に入れた施設の整備や、外構整備においてもプレイスメイキングをイメージしたオープンスペースの創出も目指し

ながら、県産材の積極的な活用をしていく。

更に、会館は宇都宮市中心市街地に隣接した、ある程度まとまった敷地を有する公共の施設でもあることから、災害時などは周辺からの一時避難も想定し、敷地内空地と付属施設についても有効に計画していく。

【新会館の諸室規模】

	敷地面積	延べ床面積	組合等使用 (会議研修+事務室)	テナント団体使用
現会館	約 1,339 m ²	約 2,954 m ²	7室+1室	3室 (各団体毎別室)
新会館	同等	約 2,617 m ²	6室+1室	4室(団体同士のオープフロア化 不可2団体)

※新会館の諸室規模

会議・研修室 (170 m² 1室、70 m² 1室、80 m² 1室、200 m² 1室、30 m² 1室、27 m² 1室)、執務室 373 m²

共有スペース 必要諸室面積の 30%

エントランス 300 m²

宇都宮市管内類似施設参考数値

※入居団体貸付希望面積 835 m²

40 m² 1室、50 m² 1室、100 m² 1室、645 m² 1室

【駐車・駐輪台数】

	駐車場台数	駐輪場台数
現会館	197台 (地下31台、北側166台)	なし
新会館	46台 (関連組織・入居団体の公用車6台含む)	15台(バイク・自転車・電動キックボード等)

新会館に求める建物構造基準においては、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年制定)に基づき設計していく。なお、会館は地域防災計画上の避難所指定箇所ではないが、公共の施設であることから人命の安全確保と二次災害の防止を図りながら設定していく。

【建物部材構造基準】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類 重要度係数 1.25	大地震後、構造体に大きな補修することなく建物を使用、人命の安全確保に加え機能確保が図れるもの。
建築非構造部材	B類	

建築設備	乙類	また、二次被害の防止が図れるもの。
------	----	-------------------

2 新会館の整備手法等

当初、従来の計画・設計・施工の分離型で事業展開を考える中、コロナウイルスの影響や世界情勢の変動等による物価高騰が発生してきた。これら急騰する物価高騰の経済状況は、原材料においては若干の落ち着きは見られるものの、資材等価格、更に油類価格等はいまだ先行きが見えない状況にあることから早期の事業展開が必要である。 【参考資料3参照】

その事業展開については、スピード感をもって事業を進めたいことから、民間の発想、技術、経験などを活用しながら、整備事業期間の短縮、整備成果の高品質化や事業費抑制による低コスト化を図ることとした。

その新会館整備や民間施設の整備手法については、民間事業者の参加しやすい条件の整理など対話型市場調査の民間意見を反映させ、価格競争に偏らず民間の発想や活力を最大限活用が期待でき、より良い事業を選定できる公募型プロポーザル方式により広く技術提案を求めていく。

また、先に実施した対話型市場調査において、民間事業者が自ら資金調達して事業整備する買い取り方式やPFI法に基づくBTO方式などの提案もあったが、資金調達可能な事業者は限られてしまうことから、広く民間事業者の様々な提案を集めることができ、更には設計段階から施工事業者が携わることでスピード感をもって事業を効率的に取り組める、設計・施工一括発注のデザインビルド方式(DB方式)を採用することとした。

なお、新会館整備における財産所有区分と事業役割区分等は以下のとおりとする。

※BTO方式：民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、所有者から委託を受けた民間事業者が維持管理及び運営を行う方式
[ビルド(建設)・トランスファー(移転)・オペイト(管理)の略]

【新会館整備における所有区分等一覧表】

施設の種類の種類		施工・実施主体	費用負担	官民の関係
施設整備		工事受注者	組合	工事契約に基づく発注者及び受注者
管理・運営		組合	組合	—
解体撤去		工事受注者	組合(現会館解体費用)	工事契約に基づく発注者及び受注者
所有者	土地	組合		
	建物	組合		

第4章 新会館の位置と全体の事業手法

1 新会館の施工手順と位置

新会館は現会館同等規模の延床面積約2,617㎡程度とし、所有地における余剰地については民間事業者へ貸し付け、組合の継続的な収益確保を図るものとする。なお、敷地全体の一括施行には時間を要すること、世界情勢の影響に伴う資材価格の高騰も懸念されることから、新会館整備を優先施工とし、その後、現会館の解体工事と民間施設整備とする段階施工を基本とする。

ただし、施行手順は公募型プロポーザルによる事業者提案によるものとするが、施行手順の考え方は、組合関連団体と入居団体の業務が新会館への引っ越し時期を除いて、滞ることなく業務が継続できることとする。

なお、新会館建設予定地は現駐車場敷地の一部となるが、組合所有地全体の効果的に活用を図るため、対話型市場調査においても意見が多かった住居系の施設や事業系の施設などに対する借地権設定を視野に入れながら、優れた提案を採用し民間活力による収益施設の併設による敷地利用を図っていく。

また、新会館の建設予定位置は対話型市場調査において、現駐車場敷地の東側・中央・西側と様々な意見があったが、会館自体が担う役割と周辺の住宅環境や栃木県が示す1級河川釜川の浸水想定区域の浸水エリアなどを考慮し、所有地における敷地高さ、新会館利用者による周辺道路への交通影響、新会館の高さを想定した周辺への日照問題など建築確認申請に必要な要素、更には「栃木県公館」や「栃木県職員会館ニューみくら」に新会館を加えたまとまりのある官庁エリアの形成など様々な条件を総合的に検討し、駐車場敷地の東側を建設予定地としていく。

2 全体の事業手法

対話型市場調査を行った結果、会館整備においては民間事業者がそれぞれ得意とする工法などにより、事業費縮減や事業期間の短縮が図れる提案が示された。

収益を得る手法においては、民間施設の整備を「組合が費用負担する提案」や「新会館と区分所有する一体施設」などの提案もあったが、「借地期間の課題はあるが、住居系や事業系ともに需要は見込める」との意見が多かった。

その課題として「施設の減価償却期間が短く収益が得にくい」との意見を踏まえ、賃借期間を30年間から最長50年間と設定することと併せて、賃借期間終了後には更地返還を原則とする定期借地権を採用することとする。

民間施設の施設規模や施設位置は、前項で示す新会館整備検討に大きく左右されることから、新会館整備と民間施設整備、更に現会館解体工事は一体的に検討

することが効果的であるため、前章2 整備手法 の新会館整備の設計・施工一括発注のデザインビルド方式に加え、新会館を整備する以外の土地に定期借地権を設定し貸し出す事業、さらに現会館の解体工事を合わせた事業を対象に、公募型プロポーザルにより事業提案を募り、民間活力による効果的で安定的な事業遂行を目指すものとする。

なお、この提案については、複数の工事と土地の賃借による活用を事業の実現性や継続性に向け総合的に評価するため、外部有識者などで構成する技術審査委員会を設け、多角的、客観的な視点から審査するものとする。

また、民間施設における財産所有区分と事業役割区分等は以下のとおりとする。

【民間施設における所有区分等一覧表】

事業の種類		施工・実施主体	費用負担	官民の関係
施設整備		認定事業者	認定事業者	借地権契約に基づく 土地所有者と借地権者
管理・運営		認定事業者	認定事業者	借地権契約に基づく 土地所有者と借地権者
解体撤去		認定事業者	認定事業者	借地権契約に基づく 土地所有者と借地権者
所有者	土地	組 合		
	建物	認定事業者		

※認定事業者とは、優先交渉候補者が議会等の手続きを経て承認された事業者をいう。

また、議会の承認を得た事業者が提出する提案事業計画を認定計画とする。

3 事業の流れ

① 優先交渉候補者の選定

組合は、応募者が提出した公募提案事業計画の審査を行い、提案事業・提案価格等において最も評価の高い事業者を優先交渉候補者として選定する。

② 公募提案事業計画の確定及び基本協定締結

組合は、優先交渉候補者の提出した提案事業計画を基本に、新会館の建設、民間事業者へ貸し付ける面積、更なるその貸付期間等について、優先交渉候補者と実施条件など詳細を定め、認定事業計画とする。その後、速やかに栃木県市町村総合事務組合所有地活用整備事業基本協定書（以下「基本協定書」という）を締結し、優先交渉候補者を事業者とする。

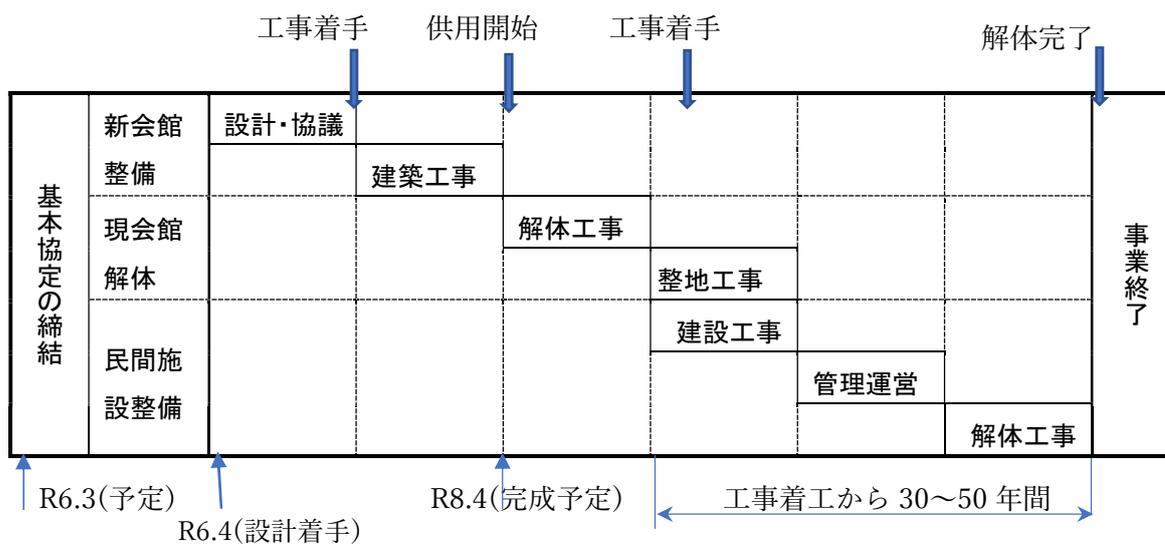
なお、基本協定書締結後、新会館建設工事の仮契約を結び、組合議会の議決を得て本契約とする。この本契約となった段階から事業者を認定事業者とする。

また、認定事業者への土地貸付については、具体的な事項を協議し双方合意後、施設着手までに定期借地権設定契約を取り交わす。

③ 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりとする。

- ・新会館整備事業は、整備工事契約締結日から令和7年度末まで。その後の現会館の解体工事は令和8年度内完了を目指す。
- ・民間施設整備事業は、基本協定締結後の施設建設着工から30～50年間を事業期間とする。事業期間の決定は優先交渉候補者の提案による事業用途により決定し、借地用途に合わせて「一般的定期借地権」又は「事業用定期借地権」により借地権契約を行う。
- ・新会館の早期完成に向け、事業にスピード感を持って取り組み、新会館整備の先行、その後現会館の解体工事と民間施設整備の段階施行とする。



第5章 概算事業費

概算事業費については、新会館の設計施工費と現会館の解体費用の合計額とするが、類似施設の整備費や現状確認できる解体手法に基づき算定し、公募型プロポーザルにおける参考事業費の上限額として示す。

1 新会館整備事業費の算出

新会館整備事業は基本設計等を行っていないことから、必要な諸室床面積を組合関連5団体と新規・継続希望のテナント入居4団体の諸室面積1,782㎡を基本とし、そのほかの設備・機械室などの諸室は、必要床面積の30%を想定。また、エントランスホールにおいては、近年の同等規模類似施設を参考に300

m²を想定した。これらを踏まえた延べ床面積は、2,617 m²で、類似施設の整備費用を参考に、過去10年間での建築・電気・機械の各分野における物価上昇率を加味して算定した。

検討建物諸室面積	1,782 m ²	
共有部分（諸室合計の30%）	約535 m ²	
エントランスホール(類似施設参考)	約300 m ²	<u>延床面積 約2,617 m²</u>

【資料2参照】

2 現会館解体費用の算出

解体費用においては、建物の一部にアスベストが含有している前提と隣地界の擁壁と建物基礎の基礎柱は撤去による隣地建物への影響が大きく想定されることから深層構造物は残存。その中で、解体に伴う発生コンクリート殻は、移動式クラッシャー機により再生骨材に再生し、埋め戻し材として再利用し、発生産業廃棄物量を抑制することを基本とする。

解体後の造成においては、現駐車場用地が東西で高低差が約1.5mあることから、新会館と民間施設用地の境界に新たな小規模擁壁を設置することとして算定。

【参考：貸出可能】既存建物完成図書、敷地平面図

3 総事業費

これら組合が負担する総事業費は「新会館整備事業費(設計費含む) + 現会館解体費用」としながら、環境へ配慮したZEBを取り入れた公募の事業費の上限額は23億円とする。

4 民間施設の土地賃借料

民間施設の土地賃借料(地代)は、土地鑑定評価に基づき算出した金額を公募型プロポーザルにおける参考地代として示す。

鑑定評価額 月額m²あたり 203円

第6章 今後の予定

令和5年10月	所有地活用整備計画策定・公表
	技術審査会設置及びプロポーザル提案評価基準の決定
12月	事業者募集開始
令和6年3月	優先交渉候補者との基本協定締結
	事業者との新会館整備仮契約締結
4月	総合事務組合議会(事業者の決定)
4月～	新会館設計・施工着手
令和8年3月	新会館工事完了・引渡し
4月	新会館機能移転
令和8年9月頃	民間施設借地契約(使用開始から最大50年)

県への要望事項（令和5年度 秋季） 一覧

資料5-1

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
1	MICE開催支援制度の新設について	宇都宮市	産業労働観光部 観光交流課	MICE誘致により、県内市町の魅力を国内外に発信するとともに、ビジネスマッチングによる新たなイノベーション機会の創出など、周辺市町をはじめ、県内への幅広い経済効果が大いに期待されることから、栃木県においても、会議等主催者に対し、県内各地におけるMICE開催の魅力を訴求でき、効果的な誘致活動が展開できるよう、 県主導による誘致活動の実施や誘致・受入に係る市町との連携・調整、MICE誘致に係る補助制度の新設など、実効性のある支援を要望するもの。	①	R3秋 R4秋 R5春
2	地方創生移住支援事業の着実な実施に向けた財源の確保について	宇都宮市	総合政策部 地域振興課	東京圏から地方へ移住し起業や就業等を行う場合に支援金を交付する地方創生移住支援事業について、令和5年度の交付額が当初の見込みを上回っている状況であり、子育て世帯等の移住を強力に後押しする実効性の高い事業であることから、 国において、令和6年度以降も当該事業を着実に継続し、必要となる交付金の総額が確保されるよう働きかけることに加え、栃木県においても、各市町の実情を踏まえながら、必要となる財源を確保するよう要望するもの。	①④	
3	土砂災害ハザードマップ作成に係るデータ提供等について	足利市	県土整備部 砂防水資源課	市町で土砂災害ハザードマップを作成する際には、国や県が作成・提供したデータや資料に基づき作業を行うが、栃木県では、土砂災害警戒区域はオープンデータとして提供しているが、特別警戒区域に関する市町単位での公式データを作成していないことから、 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一括データを市町単位ごとに整備し、県から市町に直接貸与できるようにするとともに、土砂災害警戒区域等の指定及び見直しについて、数年先を見据えた計画を作成し、市町と共有するよう要望するもの。	②	
4	障害児保育事業に関する財政支援について	足利市	保健福祉部 こども政策課	障害児保育事業について、保育士の配置に対しては国から地方交付税措置されているが、市町の財政状況は厳しい状況であることから、障害を持つ児童が安心して保育を受けられるとともに、保育所等が適切に運営することができるよう、 障害児保育事業に対し、県による財政支援策を要望するもの。	①	
5	免税軽油の期間延長について	栃木市	経営管理部 税務課	軽油引取税について、令和3年度税制改正において、生産コストの負担軽減と経営安定の観点から課税免除の特例措置を令和5年度末まで延長することとされたが、アフターコロナ時代における地方創生のさらなる推進が求められる今、産業・地域経済の活性化や地域資源を生かした取組を充実・強化する必要性はますます高まってきており、経営環境の改善や農林業などにおけるコスト軽減に対する措置が必要であることから、 軽油引取税の課税免除特例措置の令和6年度以降の継続を国に対し働きかけるよう要望するもの。	④	
6	学校部活動の地域クラブ活動への移行にかかる支援について	佐野市	教育委員会 健康体育課 生涯学習課	学校部活動の地域クラブ活動への移行について、引き続き、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないよう、 国において、必要な財政措置を講じるとともに、保護者や地域の理解と協力を得るため広報活動をより一層強化するよう、働きかけるとともに、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を要望するもの。	①④	R5春
7	企業誘致にかかる行政手続き期間の短縮について	佐野市	産業労働観光部 県土整備部 産業政策課 都市計画課	栃木県では新とちぎ産業成長戦略において、令和7年までに200haの産業団地を整備する目標を掲げ、各自治体においても企業立地を進めているが、市街化調整区域内における企業の進出に際しては、その行政手続き等に関する期間の短縮が強く求められていることから、自治体間競争に打ち勝つためにも、 企業誘致に係る行政手続きの柔軟化及び期間短縮を要望するもの。	②	
8	「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」の拡充について	鹿沼市	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	栃木県の「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」について、各市においては同事業の補助金を活用し、地域に根ざしたスポーツの創出に取り組んでいるところであるが、同補助金の対象となる競技は、国体・障スポの際に各市町内で開催された競技が中心と限定されていることから、県が目指す「誰もがどこでもスポーツをすることができる『とちぎ』」の実現に向け、 とちぎ国体・障スポとちぎ大会で開催された競技であれば、その競技を開催した市町に限らず、いずれの市町が開催する場合も補助対象とするよう、対象競技の拡充を要望するもの。	①	

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
9	重度心身障害者医療費助成制度について	真岡市	保健福祉部 障害福祉課	重度心身障害者医療費助成制度について、利用者の利便性を向上させるため、市町が「現物給付方式」を導入した場合、県からの補助率が2分の1から4分の1に減額され、財政負担が大きくなり、各市町における導入が進まない状況であることから、利用者の利便性向上を考慮し、「 現物給付方式 」を実施した場合にも、「 償還払い方式 」同様に 県補助率の2分の1の維持を要望するもの。	①②	H20秋 H21秋 H23春 H24春秋 R3春秋
10	代替学校職員の円滑な配置について	真岡市	教育委員会 義務教育課	傷病休暇や介護休暇などの休暇取得者や、計画的に代替学校職員の配置が可能な産前・産後休暇やその後の育児休業に対して、代替学校職員の配置が遅れたり、配置されず欠員状態が続いている学校も散見されることから、学校が適切に教育活動を継続していくため、 学校職員の任命権を持つ県において、休暇・休業取得者に対する代替学校職員の配置を速やかに実施するよう要望するもの。	①	
11	少子化対策の拡充について	矢板市	保健福祉部 こども政策課	各市においては、各種少子化対策に取り組んでいるが、市単独での財源をもって施策の拡充を図ることは、財政規模及び財政状況から鑑みても非常に難しい状況であることから、本年8月8日に県が発表した「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」に加え、不妊治療費の自己負担額の助成や多子世帯への経済的負担軽減施策、第2子以降保育料等免除の導入など、 各市が財政状況に左右されずに少子化対策の充実に取り組めるよう、市への財政支援を要望するもの。	①	
12	ICT教育に係る費用の支援について	那須塩原市	教育委員会 教育政策課	GIGAスクール構想等に基づき、児童生徒「1人1台端末」の環境が整備されるなど、ICTは既に学校では欠かせないツールとなっているが、周辺機器の修繕・保守・更新費用や、回線接続料、ネットワークの維持やセキュリティに係る費用、ICT支援業務委託料等、各市の財政に与える影響は非常に大きいことから、国の方針に従い整備を進めてきた経過等を踏まえ、 継続的かつ十分な財政支援を行うよう国に働きかけるとともに、県からの財政支援についても要望するもの。	①④	H30秋 R1春秋 R2春秋 R3秋 R4秋 R5春
13	生活保護の実施責任について	那須塩原市	保健福祉部 保健福祉課	生活保護の被保護者が、生活介護を提供する軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入所した場合、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例が設けられているが、その一方で、上記の 生活介護を提供しない軽費老人ホーム等は、居住地特例の対象外となるため、このような施設が多い自治体は、負担が大きくなる状況であることから、居住地特例制度の見直しについて、国に対し働きかけるよう要望するもの。	③	
14	クビアカツヤカミキリ予防対策事業の実施について	さくら市	環境森林部 自然環境課	県内におけるクビアカツヤカミキリによる被害は、令和4年度末時点で9市町2,458件に上り、分布が北上している状況であり、県においては、市町を通じた民有地の被害木の伐採への補助率を引き上げたが、これ以上の被害を防ぐためには、更なる被害拡大防止策が必要であることから、 侵入防止エリアの設定や、薬剤注入による予防対策事業等、さらなる対策を実施するよう要望するもの。	①	
15	産地づくりと一体的な荒廃農地対策の創設について	さくら市	農政部 農政課	荒廃農地対策について、栃木県においては、「農地いきいき再生支援事業」により、遊休農地の再生利用に要する刈り払い、抜根、深耕、整地等の経費に対し補助を行っているが、再生にかかる農業者等の費用負担はいまだ大きい現状にあることから、 荒廃農地を復元する際に、本県推進作物を一定期間生産する農業者を対象とした手厚い支援を行うなど、産地づくりと一体的な耕作放棄地対策を創設するよう要望するもの。	①	
16	森林開発を伴う再生可能エネルギー事業への新たな取組について	那須烏山市	環境森林部 気候変動対策課	全国各地で森林伐採を伴う大規模太陽光発電施設の設置が拡大する中、宮城県においては、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立に向け、 森林を開発する再生可能エネルギー事業者に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」を制定し、再エネ事業を平地に誘導する全国初の仕組みを構築したところであり、栃木県においても、宮城県における先進事例を踏まえた「新税制度」を創設するなど、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立に向けた取組を一層加速化するよう要望するもの。	②	

※内容区分

① 財政支援・人的支援を求めるもの

② 制度・仕組みの創設・改善を求めるもの

③ 国の制度変更による影響是正を求めるもの ④ 国への要望のはたらきかけを求めるもの

※提出経過には、他市から提出された同様の要望も含む

要 望 議 案

提出市	宇 都 宮 市
要望事項	M I C E開催支援制度の新設について
内 容	<p>国においては、令和5年3月に「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、令和7年までにアジア主要国における最大のM I C E開催国の地位を奪還することを目標に掲げ、国全体での誘致力強化や開催地としての魅力向上等の取り組みが進められています。</p> <p>全国の各自治体においても、人口減少下における重点政策の一つとして、海外を含む域外からの集客による地域活性化を目指し、施設の新規整備や拡張、誘致メニューの強化等が進められ、都市間におけるM I C E誘致競争は年々激化しています。</p> <p>このような中、栃木県においては、令和3年3月に「新とちぎ観光立県戦略」を策定し、M I C E招致に向けた関係団体との連携強化を掲げ、交流拠点施設「ライトキューブ宇都宮」の開業に合わせた、M I C E招致に向けた検討を主な取組として挙げたところであり、令和5年6月には、日光市内において、政府等が開催する国際会議として栃木県で初めて「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催がされたところです。</p> <p>宇都宮市においては、令和4年度の宇都宮駅東口交流拠点施設の開業等を契機に、学術会議や大会等の会議のほか、企業系会議や展示会・イベントなど、より多くの催事開催が可能となったことから、M I C E開催支援補助制度を新設する等、M I C E誘致の強化を着実に進めるとともに、会議等主催者に対する営業活動を推進しています。</p> <p>M I C E誘致により、ユニークベニューやテクニカルビジット、アフターコンベンションなどによる県内市町の魅力を国内外に発信するとともに、ビジネスマッチングによる新たなイノベーション機会の創出など、周辺市町をはじめ、県内への幅広い経済効果が大いに期待されることから、栃木県においても、会議等主催者に対し、県内各地におけるM I C E開催の魅力を訴求でき、効果的な誘致活動が展開できるよう、県主導による誘致活動の実施や誘致・受入に係る市町との連携・調整、M I C E誘致に係る補助制度の新設など、実効性のある支援を要望いたします。</p>
県担当部署	産業労働観光部 観光交流課

要 望 議 案

提出市	宇 都 宮 市
要望事項	地方創生移住支援事業の着実な実施に向けた財源の確保 について
内 容	<p>国におきましては、デジタル田園都市国家構想総合戦略に「東京圏から地方への移住者 年間1万人（2027年度）」の目標を掲げ、東京23区に在住または東京圏から23区に通勤する者が地方へ移住し、起業や就業等を行う場合に支援金を交付する地方創生移住支援事業（以下「移住支援金」という。）を実施しており、その推進に向け、単身世帯60万円、複数人世帯100万円に18歳未満の子1人当たり30万円を加算して交付してきた移住支援金について、令和5年度から子の加算を大幅に拡充し、1人当たり100万円を加算することとしたところであります。</p> <p>この見直しにより、本市を始めとした県内市町におきましては、同事業に対する需要が喚起され、東京圏への一極集中の是正や、U I Jターンによる就業者の創出など、デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる地方の社会課題解決の加速化が図られているところでありますが、一方で、1世帯当たりの交付額が大きく増加し、複数の市町において、令和5年度の交付額が当初の見込みを上回っていることなどにより、同事業を活用できる方が限定され、移住支援金を交付できず、結果として移住検討者の移住機会の逸失や栃木県以外の地域への移住者の流出が懸念されるところであります。</p> <p>栃木県におきましては、日頃から、各市町の状況や意向の把握に努めていただきながら、同事業の柔軟・機動的な執行に配慮いただいているところでありますが、移住支援金については、子育て世帯等の移住を強力に後押しする実効性の高い事業でありますことから、国において、令和6年度以降も、当該事業を着実に継続していただくとともに、必要となる交付金の総額が確保されますよう、国に働きかけていただくことに加え、栃木県におきましても、各市町の実情を踏まえながら、必要となる財源を確保いただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署	総合政策部 地域振興課

要 望 議 案

提出市	足 利 市
要望事項	土砂災害ハザードマップ作成に係るデータ提供等について
内 容	<p>災害の激甚化・頻発化が進む中、住民の生命・財産を守るためには、地域の災害リスクの把握が重要であり、市町が創意工夫を凝らし、ハザードマップを作成しているところです。</p> <p>県も推奨している地区防災計画の作成支援や、市町が実施する出前講座等においてもハザードマップを活用しており、自助・共助の取り組みを促進する上で、ハザードマップによる災害リスクの周知・啓発は防災の基本事項となっています。</p> <p>ハザードマップは、国土交通大臣や県知事が指定・公表した洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を住民に広く周知するための印刷物であり、市町が作成する際には、国や県が作成・提供したデータや資料に基づき作業を行う必要があります。</p> <p>この点について、栃木県では、土砂災害警戒区域はオープンデータとして提供されていますが、特別警戒区域に関する市町単位での公式データを作成していないため、一括したデータが提供されておられません。このため、市町は土砂災害ハザードマップの作成にあたり、特別警戒区域については膨大な県公示図書を確認しながら作業を進める必要があります、最新の公式データの提供が受けられる他県の市町村と比べ業務が非効率であるほか、作成ミスにも繋がりがねない状況です。</p> <p>また、洪水浸水想定区域は令和7年度までの作成計画が提示されているのに対し、土砂災害警戒区域等の指定や見直しに関する数年先を見据えた計画は示されておらず、砂防事業等の進捗状況により散発的に見直しが行われるため、県から公表される度にハザードマップ更新の必要が生じ、計画的な作成・更新ができない状況となっております。</p> <p>つきましては、下記事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定・公表した土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一括データを市町単位ごとに整備し、県から市町に直接貸与できるようにすること。また、活用しやすいデータ形式となるよう、市町との連携を図ること。 2 土砂災害警戒区域等の指定及び見直しについて、数年先を見据えた計画を作成し、市町と共有すること。また、各市町の事務負担を考慮し、見直しは管轄土木事務所単位で一括更新とすること。
県担当部署	県土整備部 砂防水資源課

要 望 議 案

提出市 足 利 市
要望事項 障害児保育事業に関する財政支援について
内 容 <p>保育所や認定こども園では、心身に障害を持つ児童や、発達障害を有する児童を対象に障害児保育事業として対象児童を受け入れしており、受入児童数は年々増加傾向にあります。</p> <p>受け入れを行う保育所等においては、地方交付税の算定基準に準じて、障害児2名に対し保育士1名を配置して対応していますが、児童の障害の程度を問わず、児童が安全に安心して保育を受けられるよう、状況に応じて保育士を追加で配置する必要が生じることもあり、保育所等からは実情に則した財政支援が求められています。</p> <p>障害児保育事業については、国から地方交付税措置されておりますが、市町の財政状況は厳しい状況でありますので、障害を持つ児童が安心して保育を受けられるとともに、保育所等が適切に運営することができるよう、障害児保育事業に対し、県による財政支援策を講じられますよう要望いたします。</p>
県担当部署 保健福祉部 こども政策課

要 望 議 案

提出市	栃 木 市
要望事項（要望の表題）	軽油取引の課税免除措置の期間延長について
内 容	<p>軽油引取税は、平成 21 年度税制改正において目的税から普通税に移行されたことに伴い、政策的配慮の観点から課税免除することが適当と認められる特定の用途に限っては、課税の免除が認められてきました。</p> <p>令和 3 年度税制改正においても、生産コストの負担軽減と経営安定の観点から課税免除の特例措置を令和 5 年度末まで延長することとされました。</p> <p>各市においても免税軽油制度は、一部の製造業や農業など地域産業において適用を受けているところであります。</p> <p>アフターコロナ時代における地方創生のさらなる推進が求められる今、産業・地域経済の活性化や地域資源を生かした取り組みを充実・強化する必要性はますます高まってきており、経営環境の改善や農林業などにおけるコスト軽減に対する措置が必要です。</p> <p>このようなことから、事業者及び農林業等関連産業の経営安定を図るためにも、軽油引取税の課税免除特例措置について、令和 6 年度以降も継続するよう、国に対し働きかけをいただきますよう要望します。</p>
県担当部署	経営管理部 税務課

要 望 議 案

提出市 <p style="text-align: center;">佐 野 市</p>
要望事項 <p style="text-align: center;">学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る支援について</p>
内 容 <p>学校部活動の地域クラブ活動への移行が全国的に進む中、先進市である佐野市においては、生徒にとって望ましい地域クラブ活動の実現と教員の負担軽減を図るため、令和3年度から段階的に学校教育から切り離し、地域クラブ活動への移行を実施しております。国や県の助言・支援、また、スポーツ庁及び文化庁の実証事業を活用させていただき、少しずつ成果を上げているものの、運営団体や人材の確保、及び財政負担等において課題を残しております。</p> <p>佐野市では令和8年度までに、市立全中学校・義務教育学校（後期課程）のすべての部活動について、休日の活動の半分を地域クラブ活動に移行していく予定であり、対象となる生徒も増加し、新たな運営団体や指導者の数を増やす必要があります。また、県内各市においても、栃木県が掲げた「令和7年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にする」という目標に向け、各市の実情に応じて取組を進めているところであり、同様のことが懸念されております。</p> <p>つきましては、引き続き、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないように、国において、必要な財政措置を講じるとともに、保護者や地域の理解と協力を得るため広報活動をより一層強化するよう、働きかけていただくことを要望いたします。また、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を併せて要望いたします。</p>
県担当部署 <p>教育委員会 健康体育課・生涯学習課</p>

要 望 議 案

提出市	佐野市
要望事項（要望の表題）	企業誘致に係る行政手続期間の短縮について
内 容	<p>栃木県では新とちぎ産業成長戦略において、令和7年までに200haの産業団地を整備する目標を掲げ、新たな産業用地の創出に向けた取組を推進しています。各自治体においても、企業立地を進めておりますが、市街化調整区域内における企業の進出に際しては、その行政手続き等に関する期間の短縮が強く求められております。</p> <p>今後、自治体間競争に打ち勝ち、本県への企業の進出を促すためには、県と市が協力し、こうした手続き等に柔軟に対応すると共に期間の短縮を図り、経済的な機会を最大化するための環境整備が必要と考えます。</p> <p>また、本県においては地域未来投資促進法に基づいて重点促進区域の設定による企業立地も推進されておりますので、これらの見直しと改善は、本県の産業発展に大きく寄与するものと考えられます。ついては、行政手続きの柔軟化及び期間短縮を要望いたします。</p>
県担当部署	産業労働観光部産業政策課・県土整備部都市計画課

要 望 議 案

提出市 鹿 沼 市
要望事項（要望の表題） 「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」の 拡充について
内 容 「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」を契機とし、スポーツによる新たな感動を創出することを目的とした事業であり、各市においては同事業の補助金を活用し、地域に根ざしたスポーツを創出するため、スポーツ体験イベントの実施等、各種事業に取り組んでいるところです。 しかし、同補助金の対象となる競技は、国体・障スポの際に各市町内で開催された競技が中心とされており、ボッチャのような障がい者と健常者が区別なく、また未経験者が気軽に参加できる競技が補助対象外となってしまう、幅広い事業展開が困難となっている状況です。全国障害者スポーツ大会開催基準要綱には、障害のある選手が「スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする」とあり、ボッチャのような競技は、スポーツを通した両者の相互理解の促進に寄与するものと考えます。 つきましては、県が目指す「誰もがどこでもスポーツをすることができる『とちぎ』」の実現に向け、とちぎ国体・障スポとちぎ大会で開催された競技であれば、その競技を開催した市町に限らず、いずれの市町が開催する場合も補助対象とするよう、対象競技の拡充を要望いたします。
県担当部署 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

要 望 議 案

提出市 真 岡 市
要望事項（要望の表題） 重度心身障害者医療費助成制度について
内 容 <p>県におかれましては、重度心身障害者医療費助成制度におきまして、令和4年4月から、従前の対象者に加え、精神障害者保健福祉手帳1級所持者まで対象を拡大するなど制度の充実を図っていただき、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、現行制度では、利用者の利便性を向上させるため市町が「現物給付方式」を導入した場合、県からの補助率が2分の1から4分の1に減額され、財政負担が大きくなることから、各市町における導入が進まない状況であります。</p> <p>一方、関東地方において栃木県以外の都県では、自治体の支払い方式によって補助率に差異を設けていないため、各自治体では原則「現物給付方式」を採用しております。</p> <p>「償還払い方式」では、当該制度の利用者は、重度の障がいがあるにもかかわらず、手続きのためにその都度窓口に出向かなければならず、利用者からは、「現物給付方式」を要望する声が寄せられているところであります。</p> <p>このように、利用者の利便性向上を考慮しますと、「現物給付方式」を実施することは大変有意義なことでありますので、県内各市町において「現物給付方式」導入に向けた検討を進めるためにも、「償還払い方式」同様に県補助率の2分の1の維持を要望いたします。</p>
県担当部署 保健福祉部 障害福祉課

要 望 議 案

提出市	真 岡 市
要望事項	代替学校職員の円滑な配置について
内 容	<p>ここ数年、傷病休暇や介護休暇など、休暇取得者に対して、代替学校職員の配置が遅れたり、配置されないまま年度末となったりするケースが栃木県内のみならず全国的な問題となっております。計画的に代替学校職員の配置が可能な産前・産後休暇やその後の育児休業であっても、代替学校職員が配置されず欠員状態が続いている学校も散見されます。</p> <p>さらには、年度初めから学校職員が欠員のまま新しい年度を開始しなければならないケースや、近年、高齢の親を抱えるベテラン職員や、採用後間もない若い職員などの割合が増加しており、同一校で、同時期に、複数名の休暇・休業取得者が生じているケースが増えております。</p> <p>このような状況でも、学校は、児童生徒に係る業務を止めるわけにはいかず、欠員者の業務は他の学校職員で分担し、対応することになりますが、自身の業務は、児童・生徒下校後に行うことになるため、時間外在校等時間の増加に繋がります。また、中学校では、同じ教科の免許保有者が対応しきれない場合やいない場合には、その教科の履修を年度内に修了できないことが懸念されます。さらに、児童・生徒の見守りや児童・生徒同士のトラブル等の対処について、欠員により、その範囲や機会が増え、児童生徒にとって安心できる教育環境の維持が難しくなっている状況も生じております。</p> <p>そのため、児童・生徒指導上の諸問題の発生にまで繋がることが多くなり、その対処に追われるという悪循環が生じ、対応する学校職員は、膨大な業務と諸問題への対処で疲弊し、新たな休職者の発生が懸念される状況にまでなった学校がありました。</p> <p>こうしたことから、学校が適切に教育活動を継続していくためには、休暇・休業取得者に対する代替学校職員が切れ目なく配置されることが必要であり、学校職員の任命権をもつ県におかれましては、休暇・休業取得者に対する代替学校職員の配置を速やかに実施いただきますよう、切に要望いたします。</p>
県担当部署	教育委員会 義務教育課

要 望 議 案

提出市	矢板市
要望事項	少子化対策の拡充について
内 容	<p>本年4月1日にこどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁が発足したことにより、今後の少子化対策については、新たな施策など、国の支援拡充が期待される場所ではあります、一方で、地域間競争の高まりも予測され、地方自治体として独自の施策が必要との認識を持っております。</p> <p>このようなことから、各市においては、各種少子化対策に取り組んでいる場所ではあります、市単独での財源をもって施策の拡充を図ることは、財政規模及び財政状況から鑑みても非常に難しい状況です。</p> <p>本年8月8日に県が発表した「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」には、今後取り組んでいく施策が掲載され、大変期待をしている場所ではございますが、これに加え、不妊治療費の自己負担額の助成や多子世帯への経済的負担軽減施策、第2子以降保育料等免除の導入など、各市が財政状況に左右されずに少子化対策の充実に取り組めるよう、市への財政支援を要望いたします。</p>
県担当部署	保健福祉部こども政策課

要 望 議 案

提出市	那 須 塩 原 市
要望事項	I C T教育に係る費用の支援について
内 容	<p>各市においては、学習指導要領を踏まえた国の I C T整備方針やG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒「1人1台端末」の環境が整備され、積極的な活用が進められているところです。</p> <p>I C Tは既に学校では欠かせないツールとなっており、その効果的な活用を将来にわたって持続するには、学校における I C T環境の維持が必要不可欠です。現在、学校の I C T環境の維持においては、周辺機器の修繕・保守・更新費用や、回線接続料、ネットワークの維持やセキュリティに係る費用、I C T支援業務委託料等の高額な費用が継続的に発生しており、各市の財政に与える影響は、非常に大きなものとなっています。</p> <p>つきましては、国の方針に従い整備を進めてきた経過等を踏まえ、継続的かつ十分な財政支援をいただくよう、国に対して働きかけていただくとともに、県からの財政支援についても要望いたします。</p>
県担当部署	教育委員会 教育政策課

要 望 議 案

提出市	那 須 塩 原 市
要望事項（要望の表題）	生活保護の実施責任について
内 容	<p>生活保護の被保護者が、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入所した場合、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例が設けられております。</p> <p>その一方で、上記の生活介護を提供しない軽費老人ホーム等は、居住地特例の対象外となるため、施設所在地を所管する自治体が保護の実施責任を負うことになり、このような施設が多い自治体は、所管外からのホーム入居者が増えると、負担が大きくなる状況です。</p> <p>つきましては、軽費老人ホーム又は有料老人ホームが多い自治体に負担が集中しないよう、居住地特例制度の見直しについて、国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署	保健福祉部 保健福祉課

要 望 議 案

提出市	さくら市
要望事項（要望の表題）	クビアカツヤカミキリ予防対策事業の実施について
内 容	<p>県内におけるクビアカツヤカミキリによる被害は、平成29年に初めて被害が確認されて以降、県南を中心に被害が急速に拡大しており、令和4年度末時点で、被害件数は9市町2,458件に上り、分布が北上している状況です。</p> <p>県におかれましては、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業として、今年度から市町を通じた私有地の被害木の伐採への補助率を引き上げていただいているところですが、これ以上の被害を防ぐためには、更なる被害拡大防止策が必要であると考えられます。他県では、被害がまだ発生していない地域に侵入防止エリアを設定し、エリア内の樹木に幼虫の駆除に効果のある薬剤の注入をする予防対策事業を実施した実績もあり、被害拡大防止に効果的であると考えられます。</p> <p>つきましては、県内のクビアカツヤカミキリのこれ以上の被害拡大を防ぐため、侵入防止エリアの設定や、薬剤注入による予防対策事業等、さらなる対策を実施いただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署	環境森林部 自然環境課

要 望 議 案

提出市	さくら市
要望事項(要望の表題)	産地づくりと一体的な荒廃農地対策の創設について
内 容	<p>栃木県は「成長産業として発展する栃木の農業」の実現に向け、「とちぎ農業未来創生プラン」に基づき事業の推進を図っており、令和3年の農業産出額は2,693億円で全国9位となる農業推進県であります。</p> <p>しかし、販売農家数の減少に加え、荒廃農地の発生が問題となっており、担い手の確保及び農地の有効利用が急務となっています。</p> <p>特に、荒廃農地に関しては、農地として復元し、収益性の高い作物を普及するなど、産地づくりへ結びつける一体的な取組が重要であると考えます。</p> <p>県におかれましては、「農地いきいき再生支援事業」により、遊休農地の再生利用に要する刈り払い、抜根、深耕、整地等の経費に対し補助をいただいているところですが、再生にかかる農業者等の費用負担はいまだ大きい現状にあります。</p> <p>つきましては、荒廃農地を復元する際に、本県推進作物を一定期間生産する農業者を対象とした手厚い支援を行うなど、産地づくりと一体的な耕作放棄地対策を創設いただくよう要望いたします。</p>
県担当部署	農政部 農政課

要 望 議 案

提出市	那 須 烏 山 市
要望事項（要望の表題）	森林開発を伴う再生可能エネルギー事業への 新たな取り組みについて
内 容	<p>温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指し、全国各地で再生可能エネルギーの導入・拡大が進んでいます。特に、森林伐採を伴う大規模太陽光発電施設の設置が拡大しており、森林法に基づく林地開発許可制度に基づく適正整備が指導されているものの、山の保水機能が損なわれ、静岡県熱海市で起きた土石流のような大雨による土砂災害の懸念が指摘されています。</p> <p>森林法施行令の改正により、太陽光発電設備の設置を目的とする森林開発に対しては、林地開発許可制度の対象となる開発面積が0.5Haを超える場合まで拡大されましたが、その一方で、無秩序な施設の整備が行われることも多く、開発区域の土砂が道路や民家に流れ出てしまう被害が発生するなど、トラブルの発生も増えている状況にあります。</p> <p>こうした課題を解決するためには、森林の有する多面的機能を維持する森林保護を原則としつつ、再エネ事業を実施するための適地を明確にするなど、地域との共生に向けた枠組みを設けることが必要であると考えます。</p> <p>宮城県においては、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立に向け、森林を開発する再生可能エネルギー事業者に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」を制定し、再エネ事業を平地に誘導する全国初の仕組みを構築いたしました。今後、総務省の同意を得た上で令和6年4月からの導入に向け調整が進められております。</p> <p>栃木県におきましても、宮城県における先進事例を踏まえた「新税制度」を創設するなど、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立に向けた取り組みを一層加速化いただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署	農政部 農政課